

# イングランド北部における炭坑夫の初期友愛協会：イギリス産業革命期における坑夫友愛協会の研究(2)

MURAKUSHI, Nisaburo / 村串, 仁三郎

---

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経済志林 / The Hosei University Economic Review

(巻 / Volume)

56

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

37

(終了ページ / End Page)

98

(発行年 / Year)

1989-02-15

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00008493>

# イングランド北部における 炭坑夫の初期友愛協会

—イギリス産業革命期における坑夫友愛協会の研究(2)—

村 串 仁三郎

## 目 次

- イギリス産業革命期における坑夫友愛協会の研究
- I. スコットランドにおける炭坑夫の初期友愛協会（前号）
  - II. イングランド北部における炭坑夫の初期友愛協会（本号）
    1. 産業革命下のイングランド北部における炭坑夫の特質
    2. 北東部におけるブラザーリングの実態
    3. 北部における共済組合型友愛協会の実態
    4. 北東部におけるブラザーリングの労働組合への転化

### 1. 産業革命下のイングランド北部における炭坑夫の特質

スコットランドの炭坑夫の初期友愛協会の考察に続いて、私は、イングランド北部の初期友愛協会について検討したい。

イングランド北部は、ここでは、イングランド北西部と呼ばれるカンバーランドとイングランド北東部と呼ばれるノーザンバーランド・ダラムであるが、特に後者の石炭は、炭質の良さと二つの川の流域に産出するという立地条件の有利さのため、16世紀からロンドンに輸送されていた。従って当地の石炭業は、産業革命期を通じてイギリス石炭業の中心的存在であった<sup>(1)</sup>。

因に、イングランド北東部（以後北東部と略す）の出炭高は、1700年には129万トンにも達しており、全国出炭高の43.2%を占めていた。その後

出炭は一貫して伸び、1750年には195万トン（37.4%）、1775年には299万トン（33.8%）、1800年には445万トン（29.6%）、1815年には539万トン（24.2%）、1830年には691万トン（22.8%）にもなっている<sup>(2)</sup>。

みられる通り、北東部の石炭業は、イギリス石炭業史において早くから支配的な地位を占め、年々その比重を軽くしてきたとはいえ、永い歴史をもち、小論のテーマである炭坑夫の友愛協会についても、独自の発達を促した。当地の石炭業は、18世紀の初めに炭田の浅層部を掘りつくし、その後深層部の採炭を行なう必要に直面し、18世紀中葉から排水のためのチーム・ポンプが採用されるようになり、炭坑の大規模化が進展した。

1800年頃にこの地方では、20～30の企業によって50近くの炭坑の経営が行なわれ、炭坑労働者の数は約12,000人（地下労働に従事するものは8,000人）に達した<sup>(3)</sup>。従って1炭坑当りの労働者数は、平均240人（内坑内夫は160人）位であり、1炭坑の平均出炭高も約9万トンで、かなり炭坑の大規模化が進展したようである。

北東部の炭坑経営は、スコットランドと同様に主に地主によって行なわれてきたが、18世紀中葉からは地主から炭坑を賃貸して経営する資本家による経営も現われた。

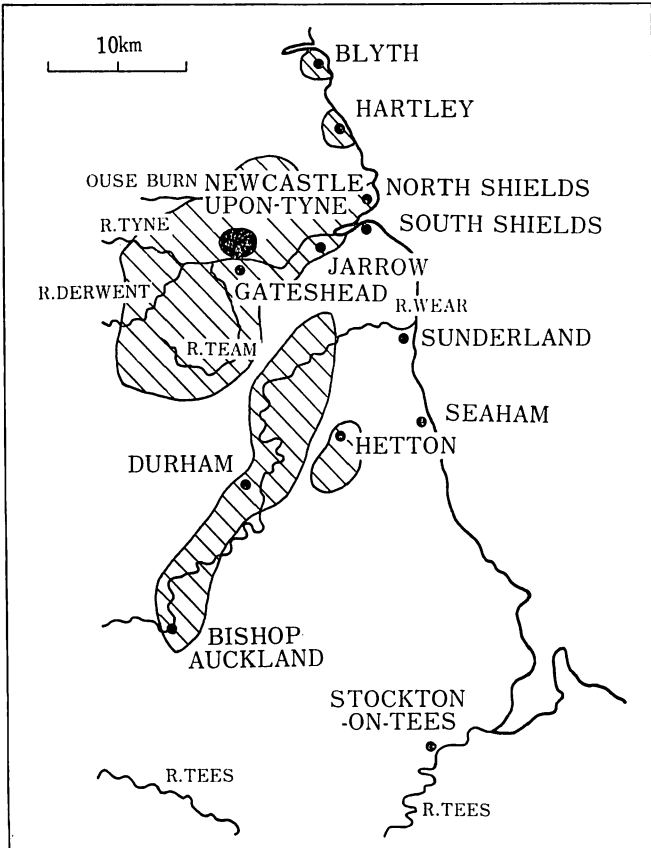
北東部の炭坑夫は、スコットランドの場合のように厳しい法的な拘束を受けてはいなかったが、スコットランドと同様に、年季契約制度の下に置かれていた。この年季契約制度は、1844年頃まで存在したといわれているが<sup>(4)</sup>、スコットランドの場合と同様に、1年に1度、当初は10月に1週間か1ヶ月の間に一斉に労使が雇用契約を行ない、それ以外の雇用を行わない、というものであった<sup>(5)</sup>。

雇用契約は、賃率や労働日のほか、binding money・契約金と呼ばれるものを確定することであった。この契約金は、労働力不足期に経営者が炭坑夫を集めるために支払った報償金であった。この報償金は、スコットランドでは2種（Arles と Bounty）あったが、ここでは1種であった。この契約金は、18世紀末までは少額であったが、19世紀に入ってから、労

働不足を反映して急騰し、労使紛争の種となった。このほか雇用契約の内容には、種々の罰金規定が含まれていた。その主なものは、ストライキや団結への参加に対する罰金、契約違反に対する罰金、ズリの混入への罰金など種々であった。

この契約締結の方法は、基本的にはスコットランドの場合と同様であったが、北東部については、多くの資料的が残されているためもあって、その実態がかなりヴィヴッドに描かれうる。後に詳しく分析するように、1

第1図 イングランド北東部炭田



炭坑の坑夫たちは、炭坑内の要求を統一して要求を経営側に提出する。要求が入られない場合は、ストライキを行なう。またこの方法は、より組織的に行なわれる時は、地域ごとに統一的な要求を提出し、統一的なストライキが行なわれた。いうまでもなくこうした闘争は、明らかにブラザーリングによって行なわれ、指導されたのである。これは後に詳しく検討されるであろう。

他方イングランド北西部の石炭業は、北東部からもスコットランドからも孤立しており、17世紀末から起こっているが、炭田が小規模であり、18世紀中葉から若干の発達をみせたが、なにぶんにもウエイトは軽い。この地方の炭坑経営は、少数の地主によって行なわれ、労働力不足が著しいため、年季雇用契約制度をとらずに、自由な雇用契約が行なわれていたといわれている<sup>(6)</sup>。因に、北西部では炭坑夫の友愛協会は存在していたが、ブラザーリング制度はみられなかった。

### 1. の注

- (1) イングランド北部の石炭業については、イギリス石炭業史の中での研究を参照されたい。しかし産業革命期のそれについては、スコットランドについての B. ダックカムのようなすぐれた研究は、まだ現われていないといわなければならない。但し個々の研究テーマについては、後に示すような二、三の注目すべき研究もある。
- (2) 拙稿「スコットランドにおける炭坑夫の初期友愛協会」、本誌56—3, 75—6頁。
- (3) P. E. H. Hair, *The Binding of the Pitmen of the North-East*, Durham University Jarnal, Vol. 27, 1965, p. 1.
- (4) J. L. Hamond, B. Hamond, *The Skilled Labourer*, 2 ed, p. 12.
- (5) T. S. Ashton, J. Sykes, *The Coal Industry of the Eighteenth Century*, のVI ‘The Miners’ Bond in the North of England を参照。
- (6) E. Hughes, *North Country Life in the Eighteenth Century*, Vol. II, 1965, pp. 176-7.

### 2. 北東部におけるブラザーリングの実態

#### (1) 19世紀初の北東部におけるブラザーリングの普及

イングランド北東部の炭坑地帯においても、スコットランドと同様に、

18世紀中葉から19世紀前半期までブラザーリングと呼ばれるクラフト・ギルド的な同職組合が存在していたようである。

S. ウェップは、すでに前稿で指摘したように、ニューカッスルの炭坑夫による1810年のストライキにふれて、このストライキが『ブラザーリング』の慣行によって募られた暫約的な結社・confederacyによって実行された<sup>(41)</sup>と述べ、ニューカッスル地方の炭坑に「ブラザーリング」と呼ばれる「結社」が存在したことを認めた。S. ウェップのこの指摘の典拠は、1825年に刊行された団結法に関する政府報告書であった。しかしS. ウェップは、この注目すべき組織であるブラザーリングについて、それ以上追求することがなかった。

S. ウェップの典拠となった政府報告書は、18世紀末からノーザンバーランド地方の炭坑で鍛冶工としと働き、19世紀に入ってから炭坑主に代って炭坑経営を行なう炭坑管理者・agentであったJohn Baddle (バドル)のブラザーリングについての証言をのせている。J. バドルの証言は、団結に関する委員会で委員の質問に答えたものであるが、彼は、1825年にニューカッスル地方で組合制度・the System of the Unionが組織されたことに言及しつつ、「それは、思うにわれわれが1810年に知っていたブラザーリングと呼ばれるものと同じ種類の制度である<sup>(42)</sup>」と述べた。彼は、1825年に設立された組合（これは労働組合であった）が、ブラザーリング制度の1種であり、ブラザーリングの変形であった、と考えていたのである。

この証言からわれわれは、ブラザーリングが1825年にも1810年にも存在していたことを確認することができる。しかも更に注目すべきことは、彼がブラザーリングを制度として扱っていることである。J. バドルによれば、1810年に存在したブラザーリング制度は、「大変厳格な誓約によって団結した」ものであり、「彼らは、仲間・Brotherhoodの規律に従うために、心臓をつきさし、頭を打ちたくたくという制裁で自分たちの生命を賭けて、自分たちを拘束した<sup>(43)</sup>」。みられる通り、ノーザンバーランド・ダラム地

方のブラザーリングもスコットランドのと同様に炭坑夫の誓約集団の組織であることがわかる。しかもこの組織は、1810年のストライキに際して、「各場所から任命された2人の代表」からなる「秘密裏に開かれた」「委員会・committee<sup>(4)</sup>」をもっていたのである。

ハモンド夫妻は、1919年に、ニューカッスルの1810年の争議を分析して、「労働者たちは、恐らくその頃かもっと以前に形成したある種の結社、『Brotherhood』をもっていた」、そして「その存在は7月頃には一般に知られていた<sup>(5)</sup>」と指摘している。ハモンド夫妻は、J. バドル証言に加えて、1810年のストライキを報じた地方新聞を引用して、ブラザーリングの存在を浮き彫りにしている。

ハモンド夫妻は、争議の際に地方紙で行なわれたブラザーリングをめぐる論争を紹介した。新聞は、まずメソジスト信者によるブラザーリング批判を載せた。彼らは、ブラザーリングの「誓約は、非合法である。何故ならキリスト教は、法に従うことを教えており、Brotherhoodは、非キリスト教的であり、不道徳である<sup>(6)</sup>」と批判した。これに対して非メソジスト系の炭坑夫たちが反論した。この論争をみれば、ブラザーリングは、この頃公然と姿を現わしていたことがわかる。

更に注目すべき資料がある。P. Hair（ヘアー）は、注目すべき彼の論文の中で、北東部における1804年の炭坑夫による年季契約改訂闘争についての Hartly 家の炭坑資料を紹介しながら、「炭坑主たちは、ボイコットの背景に炭坑地帯の団結が存在していた、との疑いを抱いている<sup>(7)</sup>」と指摘している。そしてP. ヘアーは、Harlly 家の炭坑管理者は、近隣の炭坑経営者が相互に話し合っ、全員が「いかなる種類の団結をも打ち破る<sup>(8)</sup>」と決議した、と炭坑主に報告した資料を紹介している。

その資料は、ブラザーリングについて次のように論じている。「他の場所と同様にここでも炭坑夫の中につくられている団結があり、そしてそれは、かつて以前から存在していたのであり、スコットランドの慣行で永い年月の間にそこで広まっていたものであるという以上に、それが何である

かよくわからないが、炭坑夫たちが『ブラザーリング』と呼んでいるものである」、そして「ブラザーリングに加わった労働者は、誰れも契約に署名しなかった。この種の 仕事が行なわれているところでは、Cowpen や Pleasery, Tyne でもそうであった。そしてそれは著しく広範囲にわたったといわれている<sup>(9)</sup>」と。

われわれは、この注目すべき資料から次の如き結論をひきだしたい。第1に、ノーザンバーランド・ダラム地方のブラザーリング制度は「スコットランドの慣行で永い間そこに広まっているものである」ということである。もっとも私は、当地のブラザーリングがスコットランドの慣行を移入したものであると断定することを控えたい。ノーザンバーランド・ダラムの方が石炭業の発達がかなり古しい、当地でブラザーリングが独自に成立した可能もあるからである。しかしこの点はおくとしても、ここで確認すべきことは、当地のブラザーリング制度がスコットランドの慣行と同等視されていることである。それは、当地のブラザーリングも単なる暫約集団というのではなく、本質的にみて炭坑夫のクラフト・ギルド的な同職組合であったということである。

第1表 北東部炭坑夫の徒弟修業の階程（1807年頃）

階程名称	年齢及び修業期間	仕事	日賃金と比率 (Fewerを1)
入門期	7, 8歳～ 4～5年間	坑道の扉番	6ペンス $\frac{1}{5}$
Lad or foal	11, 12歳～ 2～3年間	炭車による運炭の助手	9～12ペンス $\frac{1}{3}$
half-marrow	13, 14歳～ x(3～4年間)	炭車による主に運炭	1 シリング2ペンス ～1 シリング4ペンス $\frac{3}{5}$
Headsmen	16, 17歳～ 1年間	炭車による運炭½ 採炭½	2 シリング ～2 シリング6ペンス $\frac{5}{6}$
Fewer	18, 19歳～	採炭	2 シリング6ペンス ～3 シリング 1

注 (1) M. W. Flinn, The History of British Coal Industry, pp. 347-8.

(2) ( ) は不明のため、筆者の推測による



残念ながらノーザンバーランド・ダラムのブラザーリング資料は、それが同職組合であることを直接示してはいないが、ノーザンバーランド・ダラムの炭坑夫も熟練労働者であり、徒弟制度をもっていたことは明らかである。M. フリンは、1807年の北東部の炭坑夫の徒弟制度を論じた資料を紹介しているが<sup>(10)</sup>、それを要約して図表化して示せば、第1表の通りである。これは、北東部においても炭坑夫の徒弟修業の階程が制度化されていたことを示し、北東部のブラザーリングがこのような徒弟制度を支配していたことは疑いないところである。そして彼らの組織が、自からの同職組合的利益を追求したであろうことは、容易に理解しうる。事実、年季契約改訂闘争にみられる炭坑夫たちの行動様式は、同職組合的性格をよく示している。

第2に確認すべきことは、ブラザーリング制度が、1804年のブラザーリングによる争議が「著しく広範囲にわたったといわれている」ことからわかるように、ノーザンバーランド・ダラム地方に広範囲に普及していたことである。これは後にみるように、ブラザーリングによる一連の全地的な集団取引の広がりをみれば、ブラザーリングが、孤立した断片的な組織ではなかったことがわかる。

第3に、1804年に確認された北東部のブラザーリングが、「かつて以前から存在していた」ということである。

以上のように、スコットランドと同様にイングランド北東部においても、18世紀末から19世紀の初めに、クラフト・ギルド的な同職組合的なブラザーリングが広範囲に存在していたということが明らかである。では、このブラザーリングが何時頃から存在したのであろうか。しかし「かつて以前から存在していた」という以外に、ブラザーリングの歴史的な存在を示す資料はない。

しかしイングランド北東部の石炭業の歴史は古く、16世紀にニューカッスルの炭坑夫の間にギルドが存在していた<sup>(11)</sup>、との指摘もある。ギルドの伝統もある北東部の石炭業においては、17世紀中葉から炭坑夫のなんら

かの組織の存在を示す炭坑夫たちの動きがみられる。

イギリス石炭史の権威であるネフは、1662年に北東部の炭坑夫が王に嘆願書を提出した事件にふれて次の如く指摘している。

「ダラムとノーザンバーランドの炭坑夫は、彼らの労働条件を改善する目的をもって自分たちを組織しようと試みて、連帯（solidarity）をつくりだしたであろうことは驚くにあたらない。早くも1662年に炭坑における2,000人の労働者の名によって王に提出されるべき嘆願書がつくられ、炭坑主と監督による誤った労働者への取扱いに反対する抗議がなされた。これはすでにこれらの炭坑夫の間にある形の組織がすでに存在していたに違いないことを示している<sup>129)</sup>」と。そして「しかし不幸にも組織の性格に関するなんらの資料も残っていない<sup>130)</sup>」とつけ加えている。ネフは、ニューカッスの石炭運搬夫たちの組織を傍証としてあげた。

2,000名の炭坑夫が王に嘆願書を提出するといった動きは、確かになんらかの組織の存在を示唆するのに十分である。しかしそれがブラザーリング的なものであったかどうかは、即断できない。

1765年に北東部の炭坑夫たちは、年季契約をめぐる大きな争議を展開した。多くの歴史家は、この争議の中にも炭坑夫の組織の存在をみている。この争議の概要は以下の如くである。近代化の進展とともにイングランド北東部で労働力不足が激しくなってくる過程で、炭坑経営者たちは、労働力の確保と労働移動による賃金上昇を抑えるために、炭坑夫の移動を制限しようとした。争議は、最終的に雇われていた経営者から離職証明書をえて、それを示さない限り、炭坑夫を雇うべきではない、という協定を経営者たちが結んだことに発していた。炭坑夫たちは、これに反発して北東部全域で約1ヶ月のストライキを展開して、この暴挙を撤回させた。

ハモンド夫妻は、この争議の過程で、炭坑夫たちが新聞紙上で経営者が自分たちの正当性を宣伝したことに対抗して、自分たちも新聞で自分たちの正当性を主張したり、ストライキを整然と行なっている点をあげて、また当時の争議に関する経営者の手紙を引用して、そこに「労働者の連帯・

solidarity<sup>(14)</sup>」の存在をみている。経営者の手紙は「4,000人の炭坑夫がすべて一般的に団結しているところでは<sup>(15)</sup>」、少数の者を逮捕したところでどうにもならない、といった旨を述べている。

アシュトン・サイケスも「1765年のノーザンバーランド・ダラムの年季契約に関する闘争は、少なくともここでは一時的な組合（temporary Union）を持っている<sup>(16)</sup>」と指摘している。

以上のように、1765年の争議における炭坑夫の組織的な動きをみていると、私にはもうこの時期には、ブラザーリングは形成されており、この争議がブラザーリングを通じて行なわれたのではないかと思われる。

因に、18世紀中葉の炭坑夫年季契約には、団結しないことについての契約が散見される<sup>(17)</sup>。それはとりも直さず、炭坑夫の中に一般的に組織が存在していたことを十二分に示唆しているであろう。

また18世紀後半期には、北東部で度々炭坑夫の争議が起っているが、これらを見ているとやはりそこに組織の存在を感じざるをえない。例えば、「1760年に Hartley 炭坑の運炭夫が、1日に運ぶ量を制限しようとした時、監督は彼らを告訴し、彼らは1ヶ月懲治監に入れられた。このやり方は、彼らを救出するためのストライキを誘発した<sup>(18)</sup>」といわれている。また1793年の Hartley 炭坑の争議は、坑夫たちが坑内の労働のきつさを理由により高い賃金を要求して、ストライキをやる主張したものであるが、その際坑夫たちは、採炭率について仲裁するために近隣の炭坑から2人の男を雇うよう強要した。……経営者は、仲裁者として監督の雇用を申し出た。そして坑夫たちは最終的に不承不承であるが、採炭率の増額回答とひきかえに、それを受け入れた<sup>(19)</sup>」。このような手の混んだやり方は、ブラザーリングの存在を十二分に示唆している。

いずれにしるイングランド北東部においてブラザーリングは、18世紀のかなり早い時期にさかのぼって存在していたことは間違いない。この点の具体的な実証は、今後の課題である。

2. の(1)の注

- (1) S. and B. Webb, *The History of Trade Unionism*, 1920年版, pp. 1-2.  
高橋・荒畑訳, 102頁。但し訳書の訳文は、あまり適当ではないので、引用を避けた。
- (2) Report from the Select Committee on Combination Laws, p. 2.
- (3) Ibid, p. 2.
- (4) Ibid, p. 2.
- (5) J. L. and B. Hamond, *The Skilled Labourer*, 1920, p. 22.
- (6) Ibid, p. 24.
- (7) P. E. H. Hair, *The Binding of the Pitmen of the North-East*, Durham University Journal, Vol. 27, p. 7.
- (8) Ibid, p. 7.
- (9) Ibid, p. 7.
- (10) M. W. Flinn, *The History of British Coal Industry*, Vol. 2, pp. 347-8.
- (11) J. Brand, *History and Antiquities of town and county of Town of Newcastle-upon-Tyne*, Vol. 2, p. 350.
- (12) J. N. Nef, *The Rise of the British Coal Industry*, Vol. II, p. 177.
- (13) Ibid, p. 177.
- (14) J. L. and B. Hamond, op. cit., p. 14.
- (15) Ibid, p. 14.
- (16) T. S. Ashton, J. Sykes, *The Coal Industry of Eighteenth Century*, p. 132.
- (17) 例えば、アシュトン・サイケスは、1763年のある資料では「労働者たちは、団結したり、ストライキをしたり、炭坑を休んだりしないことを契約している」と指摘している。Ibid, p. 89.
- (18) M. W. Flinn, op. cit., p. 408.
- (19) Ibid. p. 400.

(2) 1800—05年の年季契約改訂闘争にみるブラザーリングの実態

イングランド北東部のブラザーリングについては、スコットランドのそれと比べて今一つ資料に乏しい。しかし北東部のブラザーリングは、スコットランドのブラザーリングと同じものとみられているので、われわれも北東部のブラザーリングの組織と機能の実態を、これまで分析したスコッ

トランドのブラザーリングの実態から推察することができる。

すなわち、組織についてみれば、各炭坑ごとに単位組織が存在し、ほぼ18歳で徒弟修業を終え、加入儀式によって加わった熟練炭坑夫が中心に組織されていたと考えられる。なお当地のブラザーリングは、1810年の大争議には各炭坑代表による委員会を組織していたことが知られている。また当地のブラザーリングの機能も、徒弟制度を基礎に熟練労働力の養成を行ない、熟練炭坑夫の供給を規制し、賃金、労働条件の引き上げを試みたのであろう。ここでもブラザーリング自体の共済活動についての資料を欠いている。ただ年季契約闘争の要求のなかに、病傷に対する手当の要求も含まれており<sup>(1)</sup>、ブラザーリングが病傷に大きな関心をもっていたことを示している。

イングランド北東部のブラザーリングの活動は、19世紀初の年季雇用契約改訂闘争<sup>(2)</sup>において若干示されている。われわれは、ここでこの闘争を分析することによって、ブラザーリングの実態の一端を明らかにし、またこの闘争に現われているブラザーリングのクラフト・ギルド的な性格を検討してみたい。

イングランド北東部の年季契約闘争を分析したP.ヘアーは、この闘争について次のように要約的に述べた。「18世紀末および19世紀の初めには、新しい契約の開始後は、ほとんど毎年2週間か1ヶ月は炭田中が興奮としばしば無秩序の時期であった。それは炭坑夫が、彼らに条件が有利になるまで新しい契約にサインするのを留保するためであった。彼らは、はじめは個々の炭坑でボイコットを組織することでそれを行なった。不一致がより重大になると、また後によく組織がなされるようになると、炭田全体のボイコットがしばしば組織された」<sup>(3)</sup>と。

例えば、1800年のニューカッスルから20キロほど離れた Hartley 炭坑の契約情況をみると、炭坑経営者は、10月1日の契約開始後、懸命に炭坑夫確保をはかっている様子が窺える。ヘアーによれば、この炭坑では契約の開始後の最初の数日で20人の炭坑夫が契約したが、彼らの13人が Hartley

出身で7人が近隣炭坑からの者であった<sup>(4)</sup>。

そしてこの炭坑の管理者は、炭坑主に次のように報告している。「先週の金曜日、契約がはじめて開始された夜、われわれは自由をもっていたバターソンだけを獲得した。……彼の署名の結果、彼と争っているうちの労働者たちの幾人かを止どめておくことが難しくなった。……われわれがMurton（隣の炭坑）から獲得した5人は、耐えられる条件で獲得するすべであった。しかしわれわれは、彼らに飲んでいただだけのビールと沢山のパンを与えた」と。その後炭坑管理者は、「ニューカッスルにさがしに行った<sup>(5)</sup>」ということである。

この資料によって窺えることは、炭坑経営者による炭坑夫の確保は、第1に、自分の炭坑の炭坑夫を再確保すること、第2に、他炭坑からの引き抜き、そして大量にニューカッスルに出奔して契約条件の引き上げを待っている炭坑夫を採用することであった。

当時 Wallsend 炭坑の管理者であったバドルは、1800年の炭坑夫との契約のやりとりについて、詳しく炭坑日誌に書いている。バドルは、有能な経営者であったので、炭坑夫に対抗すべく経営者の団結を組織しようとした。同年9月14日にバドルは「Willington, Benton, Walker [などの近隣炭坑]の経営者に、彼らの炭坑夫の契約に関して彼らの気持を知るために訪問した」、その際バドルは「われわれは、われわれの個々の炭坑で次の金曜日契約を呼びかけることを決めた。しかし、その折、いかなる事情でも労働者を探がしにニューカッスルに行かないことを決めた<sup>(6)</sup>」と書いている。他方「ウイアとタインから多数の炭坑夫が、炭坑経営者との会合を期待してニューカッスルにいた。しかし彼らは、とるに足らない二、三の経営者以外にそこにいなかったので落胆した<sup>(7)</sup>」とも書いている。

この記述からわかるように、契約期になると、各炭坑の炭坑夫たちは、自分の炭坑から出奔して、ニューカッスルの町に出てきてしまうことを示している。そして経営者たちは、彼らと交渉し、新しい契約を締結して再び自分の炭坑へ彼らを連れていくのである。

1803年の年季契約は、より集团的取引の実態をよく示している。Hartley 家の資料によれば、9月30日に契約の内容が経営者から提示されると、これを一読した炭坑夫たちは、「直ちにより望ましい条件を要求する嘆願書・Petition を提出し、誰れも契約に署名しなかった」。10月2日に、他の炭坑で3人の炭坑夫と1人の少年が契約した時、炭坑経営者は、やや高い価格を提起した。しかしそれは炭坑夫たちにとってそれほど高いものではなく、10日までにたった3人の炭坑夫が契約するにとどまった<sup>(8)</sup>。

事態は深刻になった。経営者の手紙は述べている。月曜日の午後到他炭坑で7人の炭坑夫と2人の少年が契約を結んだ。そして Hebron 炭坑からわが炭坑に属するために1人の炭坑夫が来たが、彼は、Hebron 炭坑に関する情報を炭坑夫たちに与え、元の炭坑では、稼ぎが大きいと語ったため、炭坑夫たちの気持を激昂させた。そこで私は、炭坑主に代って、1スコア（1日の標準出来高）当り5ペンスの引き上げを提起することが正しいと考えた。その夜、炭坑夫たちは、表に現われはじめたが、Mr. Bryers が彼らに契約金の平均を5ポンドから6ポンドに高める額を提示しなかったら、彼らはまだ契約をしなかっただろう<sup>(9)</sup>と。

炭坑夫の嘆願書は、P.ヘアーによれば、一般に提出者の署名はなく、文体は実務的であり、1805年に Biggs 炭坑に提出されたものは、「採炭夫の賃率の引き上げ、その他の労働者の賃上げ、契約金の増額、傷病者に対する手当の増額、炭坑事務所での個々人への賃金支払、『Boansetter』として Jhon Storey の指名<sup>(10)</sup>」という要求であった。

1804年の年季契約闘争は、イングランド北東部全域の事実上のストライキとなった。P.ヘアーによれば、Hartley 家の炭坑では、「10月14日までに1人の契約者もいなかった」し、その経営者によれば「ティン川沿いはすべて同じであった<sup>(11)</sup>」。炭坑夫による広範囲な契約拒否は、当然炭坑夫の賃金、契約金を上昇させ、炭坑経営者内部の足の乱れがそれを加速したことは、容易に想像しうる場所である。

Hartley 家の資料は、事態の深刻さを示している。管理者の1人は10月

18日にニューカッスルから、「ウイアの炭坑主たちは、お手上げた。そして炭坑夫1人につき10ギニー（1ギニーは1ポンド1シリング、引用者）を提示し始めた。そして炭坑夫は、炭坑主たちがとめないかぎり、20ギニー与えられるだろうと思って疑わなかった<sup>(12)</sup>」と報告している。そしてこのニュースが炭坑夫たちに伝わる前に契約を完遂することが、Hartley炭坑にとって至上命令となった。

かくてHartley炭坑は、「手付金として1ポンド出す」という条件を提起し、その夜のうちに25人と契約を結び、更にその後60人以上を確保した。しかし問題はこれでおさまらず、1週間後、ニューカッスルの事情を知った炭坑夫からクレームがついたらしく、資料は「われわれは1人当り12ポンド12シリングを認める方法をとった。それはかつて経験したことのない

第2表 イングランド北東部の年季契約金の推移

	1人当金額	適 用
1800	1～2ギニー	一般的に
1801	10ポンド	Washinton 炭坑で
1802	4ギニー	Hartley 炭坑で
1803	5～6ポンド	〃
	4ギニー	Washinton 炭坑で
	5ギニー	Lambton 炭坑で
1804	8ポンド	Wallsend 炭坑平均で
	12ポンド	Washinton 炭坑平均で
	12ギニー	Hartley 炭坑で
	15ポンド	Lambton, Vane 炭坑
	18ポンド	Cowpen 炭坑
	12ポンド	タイン地区平均
1805	15ポンド	ウイア地区平均
	3 <sup>1</sup> / <sub>2</sub> ギニー	タイン地区一般
1806	5 <sup>1</sup> / <sub>2</sub> ギニー	ウイア地区一般
	1 <sup>1</sup> / <sub>2</sub> ギニー	タイン地区一般
1809	2 <sup>1</sup> / <sub>2</sub> ギニー	ウイア地区一般

注 P. Hair の論文 p. 4 から作成。

尚1ギニーは1ポンド1シリング。



った巨額なものであった<sup>(13)</sup>」と書いている。

以上のような3週間近い事実上の全地域的ストライキは、北東部の炭坑夫の賃金や契約金を押し上げることになった。因にP.ヘアーの分析によれば、第2表に示したように、1800年に1～2ギニーであった契約金は、労働攻勢にあって順次高まり、1804年にはタイン地区では平均12ポンド、ウイア地区では平均15ポンドにはね上った。これは炭坑経営者に大きな脅威であった。例えば、Lambton 炭坑の場合1804年の契約金は1人15ポンドで全体で約7,000ポンド(約467人分)を支出をした。これに対して経営者が「今年の契約炭坑夫の超過金は巨額である<sup>(14)</sup>」と書いたのも当然であろう。

賃金についても同様であろう。賃金については詳しい資料を欠くが、M.フリンによれば、北東部の1日当りの出来高賃金は、1797年に38ペンスであったが、1801年には52½ペンスとなり、1805年には68ペンスとなっている。1801年から1805年にかけて、約30%上昇した。同時代人も「この間の賃金は、30～40%上昇した<sup>(15)</sup>」と述べていることに符合している。もっともわれわれは賃金上昇より契約金の上昇率の高さに注目しなければならない。

このような炭坑夫の年季契約闘争の背後に炭坑経営者は、ブラザーリングの存在をみたのであった。すでに指摘したように、1804年にHartley炭坑の経営者は、近隣の炭坑経営者と相談して「炭坑夫たちが『ブラザーリング』と呼んでいる」この「団結を打ち破る<sup>(16)</sup>」ことを決議したのであった。この事態から、われわれは、以上みてきた炭坑夫たちの年季契約改訂闘争が、ブラザーリングという同職組合の存在を基礎に展開され、かつ推進されたと考えることができる。

## 2. の(2)の注

(1) P. E. H. Hair, *The Binding of the Pitmen of the North-East*, Durham University Journal, Vol. 27, p. 5.

(2) 小論は、もっぱら前掲のHair論文に依拠している。北東部の炭坑資料は、主にNorthumberland County Records Office, およびNorth East Institute

of Mining Engineers に存在し、私もその一部を閲覧する機会をえたが、スコットランドの場合と同様に、何分18世紀末と19世紀初めの肉筆稿が殆んどであり、素人の私には解説不可能なものが多かった。イギリスの歴史論文の多くが原資料の紹介にあまり力を入れていない感じがあり、ここでも引用された原資料を十分に点検しえないうらみがあったが、それは私の不徳によるものであって、今後の研究を若いイギリス史専門の研究者に期待するより仕方がない。

- (3) P. E. H. Hair, op. cit., p. 2.
- (4) Ibid, p. 2.
- (5) Ibid, p. 2.
- (6) Ibid, p. 7.
- (7) Ibid, p. 7.
- (8) Ibid, p. 5.
- (9) Ibid, p. 5.
- (10) Ibid, p. 5. なおここで『Boansetter』として John storey の指名といている場合の Boansetter の意味が不明である。
- (11) Ibid, p. 5.
- (12) Ibid, p. 5.
- (13) Ibid, p. 5.
- (14) Ibid, p. 4, p. 5.
- (15) M. W. Flinn, The History of the British Coal Industry. p. 388.
- (16) P. E. H. Hair, op. cit., p. 7.

### (3) 1805—10年の年季契約改訂闘争にみるブラザーリングの実態

1804年の炭坑夫による年季雇用契約闘争の勝利は、北東部の炭坑経営者に大きなショックを与えた。経営者は、まず自から団結し、ブラザーリングに対抗し、ブラザーリングの弾圧をはかり、次の年の年季契約改訂を自分たちに有利に展開しようとはかった。

北東部の炭坑経営者たちは、1805年5月にブラザーリングに対抗するために従来から存在していた石炭販売のための独占カルテル組織ともいえるべき Vend・バンドと呼ばれる組織を再編して、「ダラム・ノーザンバーランド合同炭坑主組合・Coal Owners Association<sup>(1)</sup>」を設立し、新しく常任書記を選出し、炭坑主たちによって選出される委員による業務委員

会・working committee とすべての炭坑主と経営者からなる総会・general meeting を設置した<sup>(2)</sup>。常任書記には、ウェールズエンド炭坑の管理人であった John Buddle が選ばれた<sup>(3)</sup>。彼は、後にブラザーリングについて証言することになる。

この新しく出来た合同炭坑主組合は、1805年の初めに、小手だめしに1804年の年季契約で自から認めた「補助金つきの穀物支給<sup>(4)</sup>」を中止する旨を発表し、炭坑夫の出かたを窺った。これは、cowpen 炭坑でストライキによる反撃を受けたが<sup>(5)</sup>、全体の動向は明らかではない。また合同炭坑主組合は、更に「労働者の雇用を規制する」立法の提案を決め、法律家に相談したが、法律家の消極的態度にあって実現しなかった<sup>(6)</sup>。

しかし、合同炭坑主組合は、有能な J.バドルの指導の下に、9月と10月に度々委員会を開き、年季契約に対する経営者の対策を検討し、対ブラザーリングへの対抗策を明らかにした。それは炭坑経営者の行動を厳しく規制するものであったが、三つの対策からなっていた<sup>(7)</sup>。

第1は、炭坑夫の雇用条件を厳しく規制するものであり、具体的には、「(1)作業賃(出来高賃率)は、前年並とすること、(2)補助金付穀物は支給しないこと、(3)契約金は、タインは3 $\frac{1}{2}$ ギニー、ウイアは5 $\frac{1}{2}$ ギニーとし、如何なる理由によってもそれ以外に金を出さないこと」(No. は引用者)であった。

第2は、契約方法に関するもので、「(1)契約は、外部でなく炭坑の事務所で行なわれるべきこと、(2)経営者は、ニューカッスルあるいは他の如何なる場所にも炭坑夫を雇うために出向かないこと、また労働者を集めにいかなる炭坑にも出向かないこと、(3)契約の日時を固定し、そしてすべての炭坑が一斉に契約を始めること、契約開始後1週間以内に契約を締結しない炭坑夫を雇用しないこと、(4)契約に際しては通常の酒代だけを与えること、(5)経営者は一般的に平均して過去3年間以上雇った労働者と契約しないこと」であった。

第3は、経営者に対する看視と制裁に関するもので、「すべての炭坑は

契約後に契約の人員、条件を示した証書を提出することを要求され、委員会は契約を看視し、報告することを課せられた」ということである。

このような経営者の団結は、成功的に実現されたようである。これは二つのことによって実証される。一つは、1805年以降の年季契約改訂の交渉が、平穩に行なわれ大きなトラブルがみられなかったからである。P.ヘアーは、「1805年と1809年間の経営者たちの反団結は、効果があり、労働者の団結を打ち負かしただけでなく、団結の存続を示す形跡が検討した資料のどこにも見あたらないほどである<sup>(6)</sup>」と指摘している。さしもの北東部の炭坑夫も、今回の経営者の攻撃には手も足も出なかったことがわかる。

しかしわれわれは、これでブラザーリング制度が消滅してしまった、とみることはできない。何故なら、ブラザーリングは、元来非合法的な存在であり、容易に経営者や当局の目にとまらない存在であったからであり、むしろブラザーリングは、いわば鳴りを密めて地下深くもぐって、非争議的な活動を続けていたのではないかと思われる。事実、ブラザーリングは後にみるように1810年に再び社会の表に浮上してくるからである。

経営者の団結が成功したことを示すもう一つの根拠は、契約金の激減傾向である。第3表に示したように、契約金は、1805年は、経営者の方針に従って前年度並となったが、その後1809年までタイン地区が1½ギニー、ウエア地区が2½ギニーに押えられてしまっている。またP.ヘアーによれば、2炭坑の契約金総額は、1804年の4,700ポンドをピークとして、1805年でも1,700ポンドに低下し、1809年には700ポンドに激減しているのである。

第3表 年季契約金の変化

1. 1人当り年季契約金の地域別変化

	タイン地区	ウエア地区
1805	3½ギニー	5½ギニー
1804	1½ギニー	2½ギニー
1809		

2. 2炭坑の契約金総額の低下

1804	4,700ポンド
1805	1,700ポンド
1809	700ポンド

注 P. Hair 論文, p. 11 による。

る。賃金もまた、M. フリンによれば、1805年には、1日の出来高が68ペンスであったが、1809年にも68ペンス（その間のデータを欠く）にとどまっている<sup>(9)</sup>。

これらの数字は明らかに経営者の勝利を端的に示している。更に指摘しておけば「1806年に、炭坑夫が炭坑での『怠業』や色々の非行に対して支払う罰金が、標準化された<sup>(10)</sup>」といわれ、経営者が、ブラザーリングの活動を完全に抑圧したことを示している。

しかしこのような経営者の強圧に対して、炭坑夫たちは完全に沈黙し続けたわけではない。不満は鬱積していたはずである。それが爆発する時がやってくる。新ペンドは、1808年に「炭坑夫に対する罰金の増額を認めた<sup>(11)</sup>」。また1809年に新ペンドは、契約時期を自分たちに有利にするために、繁忙期の10月からクリスマスの時期に変更したのである。

炭坑夫たちは、1809年に不用意にも、当年の10月から次々年の1月までの15ヶ月間の契約をしてしまった。その後1810年に入って炭坑夫たちは、自分たちの不利に気がついて「従来のように1年間自分たちと契約することに同意しない限り、1810年10月にストライキに入るだろう<sup>(12)</sup>」と決定した。

ハモンド夫妻によれば、争議の経過は、以下の通りである<sup>(13)</sup>。1810年7月頃から炭坑夫たちは、恐らくブラザーリング組織を基にしてであろうが、各地の炭坑を代表して秘密に集まって、契約の撤回と従来通りの契約の実行の要求をまとめ、要求が入れない場合は全域的なストライキを行うことを決定した。

しかし経営者が要求を入れなかったため、炭坑夫たちは10月からストライキに突入した。ストライキに入ると炭坑経営者と治安当局は、恐らく団結禁止法、コモンローの謀反罪規定をたてに、軍隊を導入してストライキの指導者たちを追求し、投獄した。11月末までに投獄者は159人に達したが、ストライキは止まりそうになかった。経営者がゆきずまった時、これは私の推測であるが、経営者の依頼を受けて、争議の仲介者が現われた。

それは、教区牧師、投獄した炭坑夫を保護していた軍管区の隊長、それに治安判事の3人であった。

3人の妥協案は、炭坑夫が直ちに職場復帰して1月まで契約通り働くこと、その代り将来炭坑夫の立場を改善する仲裁案を提示する、というものであった。炭坑夫側はこれを承諾して、和解し、逮捕者は釈放された。これは12月初め頃であったので、ストライキは、2ヶ月間続いたことになる。

炭坑夫たちは、釈放されると156名を代表して4人のリーダーの署名のあるメッセージを全地方新聞に発表し、住民や監獄で友好的にふるまってくれた兵士、それに仲介者に感謝を表明した。そして将来の仲裁案は、契約日時を10月でも1月でもない4月にするというものであったが、受け入れられて爾来年季契約は、1844年まで4月5日<sup>(14)</sup>となった。

以上のように2ヶ月間にわたるストライキを展開したイングランド北東部の炭坑夫は、ここでもブラザーリングという組織によって闘争を組織し展開したことがわかる。それは、炭坑経営者の強力な団結に対抗してそれを上廻る力を発揮するものでなければならなかった。

ハモンド夫妻は、1810年の争議を分析して「労働者たちは、恐らくその頃かもっと以前につくった『ブラザーフッド』といった結社をもっていた。そしてその存在は7月頃には公然と知られていた<sup>(15)</sup>」と指摘している。

1905年以来合同炭坑主組合の書記となり、経営者の反ブラザーリング政策を指導していたJ.バドルは、1825年に団結法に関する委員会の質問に答えて、1810年の争議におけるブラザーリングの存在について証言した。

バドルは、1825年に炭坑夫らの組合結成についてふれながら、「彼らが大変厳格な誓約によって団結していた」と述べ、「その誓約は、我々が1810年に知っていたブラザーリングと呼ばれるものと同じ種類の制度である<sup>(16)</sup>」と答えた。ここで1825年に組織された組合・Unionもブラザーリングを基礎としていたことが語られているのであるが、この点は次項で検討するとして、バドルも、1810年の争議に際して誓約集団たるブラザーリングの姿をみていたのである。

バドルは、「1810年の団結」も「ブラザーリング制度のもとに<sup>(17)</sup>」あったと証言している。そして1810年の争議について「それは、最も強情なストライキ (Stick) と呼んだもので、労働者たちは1ヶ月もの間頑張った。それは、炭坑主と労働者の間断ない戦争状態であった。われわれは市民の助力のもとに大きな軍隊の力に頼らなければならなかった。そして炭坑夫は軍隊が来るまで頑張らなければならなかった。彼らはなに一つ獲得出来なかった。その時以来彼らは完全に静かになった<sup>(18)</sup>」と回顧した。

バドルは、このような争議下でブラザーリングについての情報を収集していた。彼は、誓約の知識をどのようにして仕入れたかの質問に答えて、「私は、1810年にある男を買収して、誓約の内容と彼らがブラザーとなる・making a brother と呼んでいる方法について知った<sup>(19)</sup>」と述べている。

そしてバドルは、1810年の争議に際しては、「多分委員会があって、委員会は代表者たちによって開かれた。各場所からは2名の代表が任命されて、一般的な仕事を果たすために会合した。彼らは、集会をある時はある場所で、ある時は他の場所で開いた。彼らの集会はすべて秘密であった。委員会が発する指令は、各人が強制的に従わされた。お前はそうすべきである云々といって<sup>(20)</sup>」と述べている。

この証言によって明らかのように、1810年の年季契約時期変更に関する闘争は、各炭坑から代表を選出して委員会を構成し、この委員会の指導の下に展開されていたのである。もちろんそれは秘密裏に行なわれたのである。これは、ブラザーリングが、従来の分散性を克服して、あるいは経営者の団結に打ち勝つために、委員会を構成して強力な指導体制を敷いたことを意味する。そしてこのことは、従来の分散的なクラフト・ギルド的な同職組合が横の組織を形成するまでに発展したことを意味する。

1810年におけるブラザーリングの組織性は、3人の仲介者による闘争の妥結の仕方や釈放後4人の代表によるメッセージを新聞に発表するといった手際の良さの中に十分に示されている。しかしこの委員会も闘争の終了とともに終息し、ブラザーリングの活動も表だって行なわれた気配はない。

ブラザーリングは、再び社会の表面から消えてしまったように思われる。

いずれにしろ、1804年以来社会の表面から姿を消したブラザーリングは、再び1810年に公然と姿を現わし、争議の終息とともにまた姿を消した。しかし本来非公然に存在し、また1799年から1824年の間は団結禁止法が存在していたので、ブラザーリングは、炭坑夫社会の秘密組織として、組織としては十分に確立されていなくとも社会的慣行として生き続けていたと思われる。1825年の炭坑夫の労働組合の結成もまた、スコットランドにおけるようにブラザーリングを基礎にしていたのであり、いい変えれば、ブラザーリングが労働組合に転化したものである。

2. の(3)の注

- (1) M.W. Flinn, *The History of British Coal Industry*, p. 256.
- (2) P.E.H. Hair, *The Binding of the Pitmen of the North-East*, *Darham University Journal*, Vol. 27, p. 8.
- (3) *Ibid.*, p. 7.
- (4) *Ibid.*, p. 9.
- (5) *Ibid.*, p. 6.
- (6) *Ibid.*, p. 9.
- (7) *Ibid.*, pp. 10-11.
- (8) *Ibid.*, p. 7.
- (9) M.W. Flinn *op. cit.*, p. 388.
- (10) *Ibid.*, p. 11.
- (11) *Ibid.*, p. 11.
- (12) J.L. and B. Hammond, *The Skilled Labourer*, 2 ed, p. 21.
- (13) *Ibid.*, pp. 21-24.
- (14) *Ibid.*, p. 24.
- (15) *Ibid.*, p. 22.
- (16) *Rport from the Select Committee on Combination Laws*, p. 2.
- (17) *Ibid.*, p. 2.
- (18) *Ibid.*, p. 2.
- (19) *Ibid.*, p. 2.
- (20) *Ibid.*, p. 2.



#### (4) 同職組合としての北東部のブラザーリング

以上のように、われわれは、きわめて限られたブラザーリングに関する資料を示すことによってブラザーリングの実態に迫ってきた。しかしそれはあまりにも大きな制約をもっている。とはいえわれわれは、その限られた資料全体を注意深く観察することによって、またスコットランドのブラザーリングの分析によって与えられたブラザーリング像を参照しながら、北東部のブラザーリングの全体像を描くことができる。

ここでは、これまでの資料を総括しつつ、北東部のブラザーリングの全体像を簡単に描いてみたい。

まずはじめに指摘したいことは、北東部のブラザーリングは、スコットランドのブラザーリングと同様に本質的にクラフト・ギルド的な同職組合であった、ということである。北東部のブラザーリングが、スコットランドのブラザーリングと同様のものであったということについては、1804年の炭坑資料が指摘したところである<sup>(1)</sup>。ということは、北東部のブラザーリングも、スコットランドのブラザーリングのようにクラフト・ギルド的な同職組合であった、ということである。ではその点は、どのように具体的に証明しうるだろうか。

その点は、まず第1に、北東部のブラザーリングが、誓約集団である、ということによって示される。北東部のブラザーリングが誓約によって結ばれた組織であったことは、バドルの証言によって確認されている<sup>(2)</sup>。しかしこの誓約が、徒弟修業を終えた18歳頃にブラザーリングへの加入儀式で行なわれる誓約であったかどうかについては確認されていない。

第2に、とはいえ北東部のブラザーリングは、徒弟制度を基礎に成立していたことは、察しがつく。M. フリンが指摘しているように、北東部にも、スコットランドと同様の徒弟制度の存在が確認されている<sup>(3)</sup>。この徒弟制度をブラザーリングが支配していたことは間違いないであろう。この点は、19世紀初年代の雇用契約改訂交渉が、もっぱら労働力の供給規制、一方では自然発生的に感じられる契約の延期（ひきのばし）、他方では意

図的な契約の拒否（事実上のストライキ）、それも広域にわたる契約拒否によって行なわれたことの中によく示されている。この戦術は、日常的に熟練炭坑夫の数を規制し、炭坑への部外者の流入を規制することなしには成立しない。不熟練労働力の自由な流入は、ブラザーリングの集団交渉力を弱め破壊し、徒弟制度を混乱させ無用化し、ブラザーリング全体を破滅させるであろう。19世紀初年代更にその後においても、ブラザーリングの徒弟制度の支配が、集団交渉における炭坑夫側の強さと有利さを示しているといわなければならない。だからこそ、後に検討するように、ブラザーリングが労働組合に転化した後も、徒弟制度の支配は労働組合の機能となり、それ故に炭坑経営者は、部外者の導入、ストライキ破りの導入によって労働組合に対抗しようとしたのである。

北東部のブラザーリングが共済活動を行っていたかどうか、これは、スコットランドの場合と同様明らかではない。しかし北東部のブラザーリングは、年季契約改訂闘争において、「傷病者に対する手当の増額<sup>(4)</sup>」を要求しており、当然独自の共済活動を展開したものである。

以上によって、われわれは、北東部のブラザーリングは、スコットランドのブラザーリングと同様にクラフト・ギルド的な同職組合であったと確認することが出来る。

ただし、19世紀初年代のブラザーリングの年季契約改訂の闘争、少なくとも1810年のブラザーリングのストライキ闘争は、ブラザーリングがすでに労働組合ではなかったのか、との意見を生むかも知れない。確かに、19世紀初年代の闘争は、しばしば激しいストライキ状態を示している。しかし私は、当時のブラザーリングは、本質的に労働組合ではなかったと考える。年季契約の改訂要求は、確かに、賃金の引き上げを含んでいる。しかしクラフト・ギルドといえども、賃金要求をしない、ということにはならない。問題は、ブラザーリングを背景とする年季契約改訂要求が、クラフト・ギルド的な同職組合の存在を規制している年季雇用自体に反対せず、またそれを前提にし、かつ徒弟制度の支配を基礎にして生じる労働力不足

を前提に成立している契約金に反対せず、つまり賃労働者でありながらも、古いクラフト的身分に甘んじているということにある。労働組合は、近代的な労使関係を前提にし、また近代的な労使関係をめざして、賃金、労働条件の改善をめざすところに成立するとみるべきであろう。

因に、ブラザーリングの要求は賃金に対して契約金のウェイトが高いという要求方式になっていることに注目されなければならない。P. ヘアーによれば、1804年の契約金は、「1年に通常の望ましい稼ぎ高の4分の1あるいは3分の1の額<sup>(6)</sup>」に相当すると推計されている。契約金の大きさは、単に経営者が一方的に契約金を高めたというのではなく、明らかに炭坑夫の側からの契約金の引き上げ要求があって生じたといわなければならない。このように契約金という本来の賃労働では考えられない形態の手当に対する要求も、当時の炭坑夫のクラフト・ギルド的性格を示し、かつブラザーリングが、そのような性格を保持したことを示しているものとして注目される。更にいえば、北東部のブラザーリングも、ある程度の高賃金を前提にして、必要以上には働かないという、スコットランドでいう Darg と同じようなクラフト・ギルドの特権的意識を保持していたと指摘しなければならない。例えば、1826年に組織された『タイン・ウイア川沿岸炭坑夫組合』の規約は、「誰れも炭坑内で雇われている間は、1日4シリング6ペンス以上稼ぐべきではない」、また「誰れも24時間のうち8時間以上坑内で採炭夫として働くことは許されない<sup>(6)</sup>」と規定している。これは、イングランド北東部の炭坑夫が、一定の熟練と労働力不足によって高賃金を獲得し、その上で、更に労働の供給を規制しようとする伝統的クラフト・ギルド的性格を示しており、いうまでもなくブラザーリング自体が古くから保持していた職業倫理だったと思われる。

とはいえ北東部のブラザーリングは、きわめて戦闘的であった、といわなければならない。これは、他の共済組合型の友愛協会と根本的に異なるところであった。このような戦闘性こそ、一定の状況の下でブラザーリングを労働組合に成長転化させる主体的条件だったのである。この点は、ス

コットランドのブラザーリングの場合と全く同様であった。

なお、北東部のブラザーリングの組織についていえば、一般的にみれば、1炭坑に1組織が存在していたであろうが、少なくとも19世紀初年代においては、横の組織をもたず、争議は、必ずしも厳密に組織だてで行なわれていず、組織間の横の連絡もかなりルーズであったように思われる。

すなわち年季契約ボイコット中の炭坑夫たちの契約状況をみていると、1炭坑では嘆願書が出されておおよその統一性をもっているが、近隣の炭坑間では必ずしも統一して契約ボイコットが行なわれていない。適当なところで手を打つ炭坑夫たちもいるわけである。ここに私は、クラフト・ギルド的な同職組合の分散性をみるし、むしろブラザーリングが、その分散性故にクラフト・ギルド的な同職組合であることの証左だと考えるのである。

しかし1810年の闘争においては、はっきりと各炭坑から代表者を選出して、代議委員会が組織された。ブラザーリングが各単位組織を統合する委員会を組織するまでに発展したことを示す。しかしこの闘争は、あくまで年季契約の時期をめぐる意見の対立によっているのであって、ハモンド夫妻の強調しているように、直接「賃金と関連していなかった<sup>7)</sup>」ということ忘れてはならない。この組織の横断化は、すでに指摘したように、炭坑主・経営者の組合に対抗するために、ブラザーリングが従来の組織性を新しい段階にまで高める必要によって生じたのであろう。そしてまたそうした経験が、ブラザーリングを労働組織に成長転化させる大きな契機を与えることにもなっていると思われる。

## 2. の(4)の注

- (1) 本稿2. の(1)の44—5頁をみよ。
- (2) 本稿2. の(3)の57頁をみよ。
- (3) 本稿2. の(1)の43—4頁をみよ。
- (4) 本稿2. の(2)の50頁をみよ。
- (5) P. E. H. Hair, *The Binding of the Pitmen of the North-East*, Durham University Journal, Vol. 27, p. 4.
- (6) R. L. Galloway, *Annals of Coal Mining and the Coal Trade*, 1898,

p. 465.

(7) J. L. and B. Hamond, *The Skilled Labourer*, 2 ed, p. 167.

### 3. 北部における共済組合型友愛協会の実態

#### (1) 北西部における共済組合型友愛協会の構造と特質

イングランド北部においても、スコットランドと同様に、ブラザーリングの存在と並行して共済組合型の友愛協会が存在した。イングランド北西部のカンバーランドでは、18世紀末に、ブラザーリングは存在していなかったが、共済組合型の友愛協会が存在しており、資料も幾分残されているため、共済組合型の友愛協会の実態がかなり明らかにされる。他方ブラザーリングの存在していた北東部では、18世紀における共済組合型の友愛協会の存在は、必ずしも明らかではないが、1812年から炭坑経営者によって、共済組合型の友愛協会の統合（地方的な統一組織化）が試みられ、18世紀末におけるこの種の友愛協会の一定の発達を示唆している。また北東部の19世紀中葉の共済組合型友愛協会の資料は、当時の友愛協会の構造を明らかにしている。

さて本項では、まずカンバーランドにおける共済組合型の友愛協会についてみることにしよう。イングランド北西部のカンバーランドでは、18世紀末から19世紀初めにかけて、一般に「クラブや友愛協会が80以上存在していた<sup>(1)</sup>」といわれ、その中には、同職の友愛協会も少なくなかったようである。炭坑夫の友愛協会も存在し、若干の資料が残されている。

イーデンは、1796年の友愛協会に関する調査でカンバーランドの *Workington, Harrington*, それに *Ewanringg* に三つの炭坑夫協会・*The Coal-miners' Society* が存在していると報じている。彼によれば、ウォーキンントンには「約600人が炭坑に雇われている」ということであり、この「炭坑夫協会は *Curwen* 氏の庇護の下で1792年に設立された<sup>(2)</sup>」。カーウェンは、カンバーランド地方の地主で数少ない炭坑経営者の1人であり、

このほかハリントン、エワンリングその他で炭坑を営んでいた<sup>(8)</sup>。後に詳しく分析するように、カーウェンは、友愛協会の意義を認めて、一般的に「協会が10ポンド集金するごとに3ポンドを支払ひ<sup>(9)</sup>」、友愛協会の基金を援助し、かつ協会を経営者の看視と一定の支配の下においた。

イーデンは、ハリントンでは「炭坑夫約268人<sup>(6)</sup>」が雇われていると述べ、「この教区には炭坑夫からなる友愛協会・Friendly Society が一つあり、その会員数は160人である。この協会は印刷した規約をもっていない。」と述べ、「1793年1月に始まった・commerced<sup>(6)</sup>」と指摘している。この協会もまたカーウェンによって設立されたのである。しかし、この協会は、資料によると1786年に存在していたことが示唆されており、1793年に始まったというのは設立されたということではなく、1793年に友愛協会法が公布されたので、この協会がこの年に登録され法的に「始まった」ということのように思われる<sup>(7)</sup>。

イーデンはまた「ウォーキンントンの隣にカーウェンにより援護されているエワンリングの炭坑夫協会がある<sup>(8)</sup>」と述べている。

イーデンはこれらの炭坑夫協会の財政事情について若干論じているが、資料的にみてそのデータは信憑性を欠いている。何故ならば、それらの数字は Curwen 家資料から直接紹介されたデータとかなり違っているからである。

カーウェン家の炭坑における炭坑夫協会について論じたものに、Edward Hughes (ヒューズ) の研究がある。ヒューズによれば、ウォーキンントン炭坑の炭坑夫協会の会計簿が1792年から1801年(10ケ年)にわたって残されており、またハリントン炭坑のは1793年から1807年(16ケ年)、更に Banklands 炭坑のものは、1796年から1805年(10ケ年)、Moorlands 炭坑のものは1792年から1807年(15ケ年)にわたって残されているということである<sup>(9)</sup>。これによれば、その間に各炭坑夫協会が存在したことは確かである。

このほか、Whiteheaven の Lowther 家の炭坑に1811年に友愛協会が

存在していたようであるが<sup>(10)</sup>、それがどのようなものであったかよくわからない。恐らくカーウェン家のものと同じようなものであったのではなからうか。

ともかくも、カンバーランドにおいては、カーウェン家の炭坑に18世紀の90年代に、しかも1793年の友愛協会法制定以前に、経営者に援護された炭坑夫の友愛協会が存在していたことは注目されてよいであろう。

E. ヒューズは、1805年に再編されたウォーキントンの炭坑夫協会の規約を紹介している。われわれにとっては貴重な資料<sup>(11)</sup>なので本項の末尾で全文紹介しておこう。

カーウェン家のウォーキントン炭坑は、1771年に開坑され、翌年には12,949トンの出炭をみ、1787年以来1802年まで毎年約5万トン前後を出炭する比較的大きな炭坑であった<sup>(12)</sup>。E. ヒューズが紹介しているこの炭坑の友愛協会の1805年の規約には、1797年の序文というのがついており、それによればこの協会は「1793年に設立された<sup>(13)</sup>」とされているが、イーデンは1792年に設立されたと指摘している<sup>(14)</sup>。E. ヒューズの紹介しているこの協会の会計簿は1792年から始まっており、明らかに1792年にはこの協会が存在していたことは明らかである。

1797年の規約序文は、「この協会の設立は、その出発に際して多数の人々の同意をえられなかった。」と指摘し、困難を伴ったようであるが、「今は、その創設者たちの意図が、十分に応えられるのを見て満足している。協会は誰れにも煩しいものではなく、会員への祝福であり慰めであることを証明した<sup>(15)</sup>」と指摘している。

1797年序文の指摘によれば、1793年に協会の設立された目的は次の如くであった。「最初のかつ主な目的は、炭坑で時々起きる事故、それもいかなる時でも注意や技能では防げないような事故による不幸な困窮者に備えることであった。それは、人間の自然に附随する一般的な貧窮に対する救済をも課題としている」。また次のようにも述べている。「この意見に基づいて、温く諸君の利益を追求した炭坑主は、不幸に対してより十分な慰めを

与え、炭坑主や大衆のための勤務で費した生活の結果を明るくするであろう詳しい論議を進め、かつ貢献しようとする熱心な協力と熱烈な願望を諸君に保障する<sup>(16)</sup>」と。

これによって明らかなように、1792年に設立されたウォーキントン炭坑の炭坑夫協会は、経営者主導の地主的温情主義に基づく共済組合型の友愛協会であった。この協会は、1805年に何かの理由で再編され、あるいは会計簿の残っている1801年中絶し、1805年に再開されて、新しい規約を制定したのであろう。1805年の序文は次の如く述べている。「1797年以来、この制度の優位を拡大するという楽観的な希望は、1805年1月1日付の次の規約に心から同意している協会によって十分に実現されている。不幸な困窮者の未亡人と炭坑で彼らの生活の大部分を過ごした人々への手当は、困窮者に対する大いなる安楽の源資を与え（そう信じられている）、安楽と幸せが第1の重要事項として考えられている雇用において勤勉が続くことを促すであろう<sup>(17)</sup>」と。

ここにも炭坑夫協会の設立の意図がはっきりと示されている。炭坑夫の救済が、炭坑での炭坑夫の勤勉を促進する、という発想である。このように、当時の地主炭坑経営者による友愛協会設立の意図は、地主的慈悲心による炭坑夫の救済と資本家的労務管理的な救済の二重性をもっていたことがわかる。更に協会によって炭坑夫の勤勉を促進するということが、熟練労働力の不足する当時であって、労働力の確保をも目的としていたことは、後に規約の分析によって明らかである。

またカーウェン自身は、1811年に「友愛協会は地方教区の救済の必要にとって代る大きな方法となるだろう<sup>(18)</sup>」と述べ、救貧法による救済負担の軽減を指摘し、友愛協会法の設立意図を代弁している。なお、残されている1805年の規約には、カーウェン自身の書き込みがあり、カーウェンがいかにかこの協会の運営に関心をもっていたかを示している。E. ヒューズは、この規約は、カーウェン自身によって改正されたものであろう、とみている<sup>(19)</sup>。それにしても、協会の基本構造は、設立以来変わってはいない



と思われる。

次に簡単にこの炭坑夫協会の構造を分析しておきたい（なお、読者は末尾に付した協会の規約を事前に読んでおくことが望ましい）。第1に、協会の目的についてはすでに分析した通りである。ただし、規約第2条で「Curwen氏であるこの炭坑の所有者は、上記の基金の用役のために会員によって支払われた総額の10分の3を支払うように申し出た」とあることに注目しておこう。これは、すでに1797年にイーデンの指摘しているところであり、1805年の規約でも継承されていることがわかる。更に経営主導の協会であることを示す、もう一つの指標も確認しておきたい。第1条は「給料係長が会計係である」と規定している。これによってこの協会が、経営者の意図を会計の面から実現し、更に会計係を通じて協会を監督することができる。

第2に、協会の組織についてみておこう。まず会員の資格をみると、まず第18条で「炭坑をやめた人は協会の扶助や利益が失われる」と規定されているように、この協会が企業内共済組合であることがわかる。イーデンもハリントン炭坑の炭坑夫協会にふれて、「もし会員が誰れか他の経営者のために12日間働けば、彼らはどんな扶助も得られなくなる。1786年以来この教区出身の6人が除名された<sup>(20)</sup>」と指摘しており、カーウェン経営の炭坑の炭坑夫協会は、以前から企業内の従業員共済組合であったことがわかる。これは、また労働力不足の状況の下で協会が労働力確保の手段でもあったことを物語っているのである。

次に会員の範囲であるが、第2条からわかるように、男の熟練炭坑夫だけでなく、10歳未満の不熟練の少年から、15歳未満の少女まで、炭坑で働く人々の全体にわたっており、この協会が、ブラザーリング型の同職組合でないことをはっきり示している。しかし、第4表のように会費には熟練度に応じた格差（最高の6ペンスから5, 3,  $\frac{3}{2}$ , 1ペンス）がつけられており、この協会も同職組合的な傾向を反映している。

なおこの協会には、一般の共済組合型の友愛協会のように、加入年齢の

第4表 ウォーキントン炭坑夫協会の会費（1805）

等	級	週当り会費
男	16歳以上（1日2シリング6ペンス以上稼ぐ人）	6ペンス
〃	16歳以上（ 〃 それ以下 ）	5ペンス
〃	16歳未満～13歳以上	3ペンス
〃	13歳未満～10歳以上	$\frac{3}{2}$ ペンス
〃	10歳未満	1ペンス
女	15歳以上	3ペンス
〃	15歳未満	$\frac{3}{2}$ ペンス

注 臨時徴収として、不幸な事故により会員の死亡した場合6ペンス支払う。  
規約第2条による。

上限についての規定がなく、企業内従業員共済組合の性格をよく示している。

次に組織の運営についてみると、第3条に規定されているように、まず12人の委員が「7年以上炭坑に雇われていたことのある会員の中から年ごとに投票によって選ばれる」。そして彼らが「委員会」を構成する。規約では、一般の友愛協会で見られる会長・Presitの選出が規定されていない。恐らくこれは経営者により指名されたか、委員内で互選されたのであろう。しかし、12名の委員が投票による選挙で選出されるという点は、友愛協会一般にみられる傾向であり、経営主導でありながら民主的な傾向を示すものとして注目されてよいであろう。

委員会の仕事は、扶助の支払条件についての判断やその執行である。この規約では、一般の友愛協会にみられる親睦行事の執行についての規定がない。経営者が炭坑夫の集会を恐れたのであろうか。また総会などの規定もない。その限りで、この協会の規約は、一般の友愛協会にみられる会員の自主的活動についての規定を欠いているように思われる。従って組織運営についてみると、この協会は、経営者主導の企業内組織であった、という印象が強く感じられる。

次に扶助の具体的内容であるが、第5表に示した通りである。6ペンス

第5表 ウォーキントン炭坑夫協会の扶助

## 1. 会費別病氣扶助額（1805年）

	初の12週間	次の12週間	その後
6ペンス会員	週15S	週8S	週6S
5ペンス会員	12S 6P	6S 6P	5S
3ペンス会員	7S 6P	4S	3S
<sup>3</sup> / <sub>2</sub> ペンス会員	3S 6P	2S	1S 6P
1ペンス会員	2S 6P	1S 4P	1S

注 規約による。

## 2. その他の扶助額（1805）

会員の死亡	5ポンド
"  不幸な事故死亡	10ポンド
非会員である妻の死亡	12シリング
"  5歳以上の子の死亡	10シリング
未亡人（である限り）	年 3ギニー
未亡人の10歳未満の子供	年 40シリング
7歳未満の子供	年 1ギニー
子供の誕生	1ギニー貸与
事故の時	1ギニーの前貸
3年会員の結婚（後1年間働く）	5ギニー
女性会員の "	4ギニー <sup>1</sup> / <sub>2</sub>

注 規約による

会員つまり成人男子の普通の坑夫の病氣扶助は、初めの12週間の間は週15シリング、次の12週が8シリング、その後は6シリングとなっている。それに各会費の比重に従って病氣扶助が格差支給される仕組になっている。この支給額は、彼らの週賃金（2シリング6ペンス×6＝15シリング）と全く同じであり、支給水準はかなり高かったと評価できるだろう。

病氣以外の扶助は、会員の死亡に対して5ポンド、事故死の場合は10ポンドで、これもかなり高額の影響を受ける。

次に協会の財政についてみてみよう。会費は第5表に示したように、収入あるいは職能に従った等級制で、最高が6ペンス、最低が1ペンスであ

第6表 ウォーキントン炭坑夫協会の収入

	ポンド	炭坑夫納入月額分
1792	604	35
93	324	19
94	637	37
95	424	25
96	392	22
97	549	31
98	574	33
99	589	34
1800	1,005	58
01	1,155	67
収入総額	6,258	
支出総額	6,059	
残	199	

- 注 1. 炭坑夫納入月額分は年額÷12ヶ月×70%で算出、30%はカーウェンの寄附とみる。  
 2. シリング以下省略。  
 3. E. Hughes, North Country Life, p. 181. による。

る。1805年のウォーキントン炭坑の坑夫数は明らかではないが、第6表に示したように1801年には、友愛協会の年収が1,155ポンドもある。この年収のうち3割がカーウェンの寄附とみてそれを差し引けば808ポンド残る。これを月収に直せば67ポンドである。

イーデンは、1797年にハリントンの協会は160人の会員（当地の炭坑夫数268人）といっており<sup>(21)</sup>、組織率が約60%となる。この基準でウォーキントンの協会をみると、当地の炭坑夫600人の60%は、360人である。当時の会員は、約360人とみてよいのではなからうか。

1805年の会費を1801年の水準で検討してみると、出炭水準からみて1801年の炭坑夫数は、1797年の10%増とみて約400人位であろう。仮りに労働力構成を考慮して6ペンス会員を2分の1、他2分の1で平均して3ペンス会員として試算すると、会費収入は月額30ポンドである。ウォーキントン協会の会計簿によれば、1801年の炭坑夫自身の納入金は月額67ポンドが算

出される。1805年はその10%増とみると30ポンドの会費収入のほか43ポンドがあり別途収入ということになる。いずれにしても、月73ポンドの会員収入は、相当の額であり、400人で割ってみると、3 シリング 8 ペンスになる。

会計の収支はほとんどバランスしており、特別の出費不足分は、必要に応じて集められたという印象である。以上のようにみえてくると、カーウェンの後援による炭坑夫友愛協会は、共済組合としては、十分に機能していたことが察せられるのである。

以上のようにカンバーランドにおける共済組合型の炭坑夫友愛協会をみてきたのだが、それは、経営者主導の企業内共済組合であることがわかった。しかしこのような友愛協会も、すでにスコットランドの同様の友愛協会について述べたように、次の点で注目されなければならない。第1に、経営者主導であるにしても、それは、炭坑夫の代表を選び、選ばれた代表者を中心として炭坑夫の組織活動を生み、それが炭坑夫の組織活動についての経験を蓄積し、炭坑夫の階級形成において一定の役割を果たすであろう、ということである。第2に、経営者主導の組織であっても、一定の状況の下で炭坑夫が自立化するに従って、それは炭坑夫の組織としての実体をもつことがある、ということである。

例えば、ウォーキンントン炭坑では、「1814年に激しい騒動があり、軍隊によって鎮圧されなければならなかった<sup>(22)</sup>」といわれており、こうした時に、かの炭坑夫協会も活発に動いたのではないだろうか。しかし、残念ながら騒動については詳しいことはわかっていない。

Lowther 家のホワイトヘブン炭坑においても、「1811年に坑夫の中に団結があった」「それは、週2回公然と集会を開き、参加者を集め、お互に真実を誓わせている。彼らの人数は200人位である<sup>(23)</sup>」といわれており、すでに以前から存在した共済組合型の友愛協会がラジカルになったか、自立的な友愛協会が設立されたのかいずれかであろう。しかしカンバーランドでは、全体として目立った炭坑夫の自立的友愛協会の動きはみられなか

ったようである。

※

※

#### ウォーキントン炭坑夫協会の規約（1805年）

第1条 以下の規約と規則は、1805年1月1日以降すべての会員を拘束する。給与係長が会計係である。

第2条 この協会の16歳以上の男性会員は、1日の平均賃金が2シリング6ペンス以上であれば、週6ペンスを協会の用益のために会計係に支払う。平均して1日2シリング6ペンス以下しか稼げない会員は、協会のために週5ペンスを支払う。

15歳以上の女性は、協会のために週3ペンスを支払う。15歳未満で13歳以上の少年は、週3ペンス支払う。13歳未満で10歳以上の少年は週3/2ペンス、10歳未満の少年は週1ペンスを支払う。また15歳未満の少女は、週3/2ペンスを、それぞれ協会に支払う。

そして炭坑の中あるいは廻りで雇われているすべての人（他の協会の会員である者は除く）は、自分に対する寄附を支払うべきである。

この炭坑の所有者である J. C. Curwen 殿は、上記の基金の用益のために会員によって支払われた総額の10分の3を支払うように申し出た。

第3条 12人からなる委員会が、7年以上炭坑に雇われたことのある会員の中から年ごとに投票によって選出されるべきである。委員会の仕事は、基金から救済を求める会員の環境や状況、また炭坑での病気や事故の具合を検討することである。そしてもし請求の妥当性に関して疑いが生じれば、（診察をする）医者 の 証 明 書 に よ っ て、以下に定められた救済の資格を請求者に与えるべきである。

第4条 炭坑に雇われた新参者は、委員会の同意によって、彼らが入会に際して6ヶ月分の会費を一度に支払わない限り、又は基金に6ヶ月順次会費を支払わない限り病気に際して基金からいかなる救済も与えられない。

第5条 1人の事務員あるいは監査が、年に2ギニーの手当てで協会の中から年ごとに選ばれるべきである。彼の仕事は、病気や事故の場合に世話

をしたり、瞞着を防ぐために必要と思われる情報を順次週ごとの委員会の会議に報告することである。

第6条 この協会の会員は、当事者を診察するために呼ばれる内科医あるいは外科医が診断で異常が自然のものであり、異常の発生から4週間働くことが出来ないであろうと確信すると判定しない限り、誰れも疾病の最初の週のいかなる手当も取得することができない。妥当の判定のある場合は、当該者は、疾病の最初の週の終りに、定められた週手当をもらうことができる。しかしながらたとえそのような証明が得られなくとも、彼の疾病、異常が不幸にも続き、4週間の間仕事が出来ない場合にも最初の週手当は、支払われるであろう。

第7条 不慮の病気や事故の場合に、6ペンス会費会員は、初めの12週間の間、週につき15シリングを受けとることができる。その後の12週間は、週8シリング、その後は仕事が出来るようになるまで週6シリングを受けとることができる。もし委員会が(12週目の終りに)、会員の特別の事情により必要であると認めれば、6週間を超えない限りでまとめて手当を支払うことができる。

第8条 基金に週6ペンス未満を支払う会員は、病気や事故により働けなくなる場合には、6ペンス会費納入者の6ペンスに対する比率分だけ少ない手当が支給される。(詳しい数字は省略する)

第9条 子供の誕生に際して、会計係はすべての既婚者に対しては、要求に応じて1ギニーを貸与すること。

第10条 炭坑での重大な事故、それも当該者を診察する医者が証明するような自然の事故の場合には、(第6条にあるように)、会計係は、直ちに1ギニーを前貸してよい。ただし初の12週間の手当の中から分割払いで返却すること。

第11条 この協会の会員の会員でない妻が死んだ場合、その夫又は友人は、葬儀費用の支払いとして、12シリングを受けとることができる。そしてこの協会の会員の会員ではない5歳以上の子供が死んだ場合には、両親

は、葬儀費用の支払いとして、10シリングを受けとることができる。

第12条 会員が、自分の雇用されている以外のところや、酒酔、喧嘩、何らかの不当な行動などが原因で事故にあった場合には、（彼が働くことが出来なくとも）、基金から如何なる扶助も受けることができない。

第13条 炭坑で生命を失った会員の未亡人は、彼女が未亡人である間、そして10歳未満の1人の子供をもっている間は、年に40シリングを受けとることができる。

第14条 炭坑で生命を失った会員の未亡人は、自分の子供がいずれも7歳未満である間要求があれば年に1ギニーを受けとることができる。そしてその後母親が未亡人であり続ければ、もし基金の事情が許すならば、生涯にわたって3ギニーの年金が支払われるべきである。

第15条 会員が自然に死んだ場合には、その未亡人は、5ポンドを受けとることができる。もし未亡人となるべき人がいなければ、彼の子供に、同額が葬儀費用の支払いの後に支払われるべきである。しかしもし未亡人も子供もいなければ、葬儀費用の支払いのために3ギニーが支払われるべきである。もし死亡した会員が Curwen 氏の炭坑で中断なしに20年間働いていて、未亡人が自分の夫が死んだ時に60歳であることを証明できれば、生涯にわたり年に12シリングを受けとることができる。

第16条 炭坑における不幸な事故によって会員が死亡した場合には、この協会の会員は、基金に6ペンスを臨時に献金しなければならない。そして未亡人または遺児は、葬儀費用の支払いのために10ポンドを受けとることができる。しかし未亡人も遺児もない場合には、葬儀費用が3ギニー以内であれば臨時徴収なしに葬儀費用だけ支払われるべきである。

第17条 会員が、結婚する場合に、3年間この基金に会費を支払っていて、結婚後もこの炭坑で12ヶ月働き続けるという条件で、もし基金の事情が許すなら、それは当然であり、また必要であるのだが、5ギニーが支払われるべきである。

第18条 女性が結婚する場合にも、会費に応じて同じ条件で比例的な手



当が支払われること。

第19条 炭坑をやめた者は、協会における扶助や利益が失なわれる。

第20条 3ヶ月間会費の支払を怠り、又は拒否した会員は、その時にすべての未納金を支払わない限り、基金からの扶助の資格を失なうであろう。そしてその場合彼はただ再び新参者として加入を認められうるだけである。

第21条 協会は、Workingtonに設立された薬局に、その基金の中から年に5ギニーを前払するであろう。

第22条 会計係は、この協会に関するすべての収支会計簿を保持すべきである。そして救済がなされたすべての事例についての会計資料がつけられるべきであり、その会計簿には経過と生じた問題の特徴づけをして、関係した個々の委員の名前を記入すべきである。これらの会計簿は、委員会の監査に対して、妥当なる時にあるいは委員会が監査を要求した時に、公開されるべきである。

第23条 この協会の会計は、年毎に印刷されて刊行されるべきである。

### 3. の(1)の注

- (1) C. M. L. Bouch and G. P. Jones, *The Lake Counties 1500-1830*, 1991. p. 309.
- (2) F. M. Eden, *The State of the Poor*, Vol. 2, p. 102.
- (3) カーウェン家の炭坑経営については、O. Wood, *The collieries of J. C. Curwen*, *Transaction of the Cumberland and Westmorland Antiquarian and Archaeological Society*, Vol. 71, 1971.
- (4) F. M. Eden, *op. cit.*, p. 102.
- (5) *Ibid*, p. 78.
- (6) *Ibid*, pp. 104-5.
- (7) イーデンは、ハリントン炭坑の友愛協会で、他の炭坑では働いていけないのに働いて1786年以前協会を除名された6人がいると述べているからである。*Ibid*, p. 80. 更にいえば、カーウェンは、1811年に友愛協会について回顧して、友愛協会を「30年近く経営」といっており、1780年代初め頃から、彼の炭坑で友愛協会が存在していた可能性が強い。O. Wood, *op. cit.*, p. 182.
- (8) F. M. Eden, p. 104.
- (9) E. Hughes, *North Country Life in the Eighteenth Century*, Vol. 2, 1965, p. 181.

- (10) Ibid, p. 188. この年100人の炭坑夫が賃上のために……強力な団結をしたといわれている。C. M. L. Bouch and G. P. Jones. op. cit., p. 309. によれば「ホワイトヘブンには1800年頃18以上の友愛協会が存在していた」といわれているので、この中に炭坑夫の友愛協会もあったのではなからうか。
- (11) E. Hughes, op. cit., pp. 394-401. Appendix B.
- (12) O. Wood, op. cit., p. 218.
- (13) E. Hughes, op. cit., p. 395.
- (14) F. M. Eden, op. cit., p. 102.
- (15) E. Hughes, op. cit., p. 395.
- (16) Ibid, p. 395.
- (17) Ibid, pp. 395-6.
- (18) Ibid, pp. 182-3.
- (19) Ibid, p. 181, p. 401.
- (20) F. M. Eden, op. cit., p. 80.
- (21) Ibid, p. 78, p. 80.
- (22) O. Wood, op. cit., p. 220.
- (23) M. W. Flinn, The History of the British Coal Industry, p. 397.

## (2) 北東部における共済組合型友愛協会の構造と特質

イングランド北東部においても、産業革命期に共済組合型の友愛協会は存在した。しかし18世紀末のこの型の友愛協会についての資料は乏しく、今その実態は必ずしも明らかではない。

アシュトン、サイケスは、1797年にニューカッスルで「自由石炭業組合・Liberal Coal Trade Association」という友愛協会が設立されたが、会員資格が最低年収40ポンド以上と規定されていたので、「炭坑夫のというよりは監督や親方たちの協会であった<sup>(1)</sup>」と述べている。またアシュトン、サイケスは、同時代人のW・トーマスは、「ノーザンバーランドとダラムにおける炭坑夫の疾病・葬儀クラブについて言及している<sup>(2)</sup>」と指摘しており、これからみると18世紀末に、共済組合型の友愛協会が北東部の炭坑夫の中に存在していたように思われる。

イーデンは、1797年の友愛協会の調査報告書で、ニューカッスルの友愛協会について論じ、ニューカッスルでは、石炭業と鉱山が主で、住民は

2,516戸、炭坑夫と石炭運搬人は、6,000～7,000人に達するといっているが、炭坑夫の友愛協会の存在についてははっきり述べていない<sup>(43)</sup>。彼によると、「ニューカッスルには約26の友愛協会があり」、「会員数は、平均して100人と想定されており、そのうち13が行政官によって確認された規約をもっていた<sup>(44)</sup>」と述べている。因に26の友愛協会は、1組織100人として2,600人を組織していたことになる。

この記述をみていると、ニューカッスルで炭坑夫の友愛協会がかなり存在していたのではないかと想像される。

ところで、M. フリンは、「1812年に北東部で全体的な基金が、無数の地方的な協会にとって代わるために、炭坑主組合の庇護のもとに設立された<sup>(45)</sup>」と指摘している。この協会は、M. フリンとゴスデンによれば、単に「坑夫協会・Miners' Society<sup>(46)</sup>」と呼ばれ、アシュトンによれば、「坑夫共済協会・Miners' Benefit Society<sup>(47)</sup>」と呼ばれている。

ゴスデンは、この協会の設立の目的を、従来の友愛協会が坑夫を除外していたため、仕方なしに坑夫だけの友愛協会の設立が必要になったかのようにみなしているが<sup>(48)</sup>、これは全く誤りである。この炭坑夫協会の設立は、炭坑主組合の資料によれば、まず第1に、J. バドルの提唱によって設立されたのである。バドルは、1812年の春に各炭坑に分散的に存在する炭坑夫協会を統一して、この地方全体の一つの組織を設立しようと思いたち、各地の炭坑主に相談し、協会の規約を集めたり、炭坑主の意見を聞いたりしている<sup>(49)</sup>。第2に、J. バドルは、これは私の推論であるが、1810年の大争議を振り返って、改めてブラザーリング対策として、ブラザーリングに対抗する組織として既存の共済組合型の友愛協会を統合しようとしたのではないだろうか。それは一方では坑夫の救済を炭坑主主導によって充実して、炭坑夫の反撃をかわそうという意図をもち、他方では恐らくしばしばブラザーリングの隠蓑となったりしている共済組合型の友愛協会を、炭坑主主導によって統合して、それらを自からの管理下に置いてブラザーリングの浸透を拒ばもうという意図をもっていたのではないかということ

ある<sup>(10)</sup>。

以上のような意図をもって、1812年の夏に炭坑夫共済組合は設立されることになった。1812年6月9日の合同炭坑主組合の総会は、「炭坑夫の中に基金を設立することに関する決議」を行なった。この決議の要点は次の如くである。

「1. 1811年のベンドに基づきタイン、ウエア、ハートレイ、ブライスの業界により1805年6月以来5回以上にわたる事故で死亡した炭坑夫の未亡人と遺児の救済のために1チャルデュロン(53cwt=約2.5トン)当りに一定の寄附が行なわれるべきである。

2. 上述した未亡人や遺児の状況を調べるために委員が指名されるべきであり、委員会はそのことについて総会に報告すべきである。

3. その委員会は、タインから6名、ウエアから5名によって構成される。……

4. この会議は、タイン、ウエア、ハートレイ、ブライスの炭坑夫が、事故の際に被災者に救済をほどこすために全体的な組合・general Associationを創立すべきであるということが、大変好都合であると考えてる。

5. 代表者会議は、しかるべき告示がニューカッスルの新聞で広告されるようにはかるべきである。

6. 委員会は、代表者会議を開いて、全体的な基金あるいは協会の設立について彼らと協議し、できるだけ遅滞なく実施に移すよう努めるべきである<sup>(11)</sup>。」

ここではっきりと、合同炭坑主組合が、北東部の炭坑に共通の統一的共済組合を組織することを決定したことがわかる。

しかし私は、残念ながら1812年に設立された炭坑夫協会の規約をついに見ることができなかつた<sup>(12)</sup>。ただわれわれは、当時の経営主導の共済組合型友愛協会がおよそどのようなものであったかを、これまでの分析によって窺い知ることができる。それは、経営者の補助が与えられ、組合の役員に経営者側が送り込まれ、組合の活動を管理、看視するということである。

M. フリンによれば、この組合の扶助については、「病気になった時に会員は、老齢で働けなくなった会員と同様に、週に7シリングを30週間、そしてその後週に3シリング6ペンスを受け取る。会員の死亡に対しては、葬儀扶助として1年たった会員には1ポンドから5年たった会員には5ポンドまでスライディングさせて支払われた<sup>(13)</sup>。」ということである。

支払額の水準は、イングランド北西部のウォーキンントンの例と比較してみると、特に高いという印象ではない。むしろウォーキンントンの場合の方が支払い規定がこまかいし、全体としてやや支給額が高いように思われる。

さてこの共済組合理友愛協会の新しい動きである諸協会の統合の試みは、一般に他の地方でもこの時期からスタートするのであるが、ゴンデンによれば、同職の協会の場合、一般に業者の対立にまきこまれて友愛協会運動の重要な部分にならなかったようである<sup>(14)</sup>。北東部におけるこの統一的共済組合も、管見する限り、大きな発展をみなかったようである。むしろこの統一共済組合は、大きな困難に当面して発展できなかったか、挫折してしまったのではないかと思われる。それを裏づける二、三の資料がある。

例えば、1826年に、タイン・ウイア川沿岸炭坑夫組合は、あるパンフレットの中で、次のように述べている。「我々は、それ故、炭坑の監督などから最近我々に、炭坑夫と未亡人や家旅の救済のために全体的な基金を設立しようという提案の勧告を警戒心と疑いの目でみている。我々是我々の訴えに耳をかそうとせず、我々の正しい抗議を受け入れようとしなない人々が、我々の救済を目的に基金を誠実に運営、管理するためにあらゆる不正、陰険な考え方、利己心を捨てる覚悟をするだろうとは、殆んど望むことなどできない<sup>(15)</sup>」と。

この指摘は、1812年に設立された統一的共済組合が、1826年になってもまだ十分にこの地域の共済組合理友愛協会を統合していないことを示している。そしてまた現に炭坑夫労働組合が、この炭坑主導の共済組合の統合に批判的であったことは、中立的かつブラザーリング的な共済組合が統合を拒んでいたかも知れないということを示している。

また、1831年に経営主主導の共済組合型友愛協会を再編成している事實は、1812年設立の統一共済組合運動が1831年までに挫折していたのではないかということを窺わせる。ゴスデンによれば、「1831年にダラム卿は、自分の炭坑の坑夫のために基金を設立したが、『彼は事故や病気に際して年々要した費用の一部を補填した』。病気の場合には、基金は週7 シリングを支出し、ダラム卿は週2 シリング6 ペンスを支払った。事故の場合には、基金は週7 シリング、ダラム卿は5 シリングを支払った。1844年までダラム卿の年間平均負担金は190ポンドだったといわれている<sup>(16)</sup>」と。

また1812年の統一的共済組合設立の主唱者であった J. バドル自身も、1831年にウェールズエンド炭坑救済基金を設立している。ゴスデンによれば、「Wallsend Colliery Relief Fund が1831年に設立された。会長はジョン・バドルであり、他の役員は、友愛協会の役員が交替で選出されている当時、年々異常な手続きで選出された<sup>(17)</sup>」と指摘している。

これらの事実は、すでに1831年にもやはり1812年の統一的共済組合は、分解し分散してしまったことを示唆している。その理由は何であろうか。私は、その最大の理由は、結局全体的組織運営のために、多くの炭坑夫が役員として炭坑を超えて集まること自体、炭坑夫を組織化したり、坑夫の組織的動きを助調し、ひいては労働組合化に加担することになったからではないかと考えている。

また1844年には、共済組合型友愛協会は、注目すべき動きを示した。この年すでに1842年に設立されていた北東部の炭坑夫労働組合は、3月初旬から待遇改善のために4ヶ月間のストライキ闘争を展開した。ゴンデンは、ノーザンバーランド・ダラム地方の多くの共済組合型の友愛協会が、「ストライキ中に会員を支援するために、貯えられた基金を会員の間で分配した」、そして協会は「破産した<sup>(18)</sup>」と述べている。

このような傾向は、共済組合型友愛協会が、経営者主導によって設立、運営されていても、時として労使間の対立が激化した過程で、一時的にしる自立化して、スト中の会員に失業手当を支給してしまうという事態を生

むことがあったことを示している。

更に言えば、1844年のストライキの後、9月28日に北東部だけでなくイギリス全体の共済組合型友愛協会の統合をめざして、大英国坑夫相互扶助協会が設立された。

この協会は二つの規約をもっていた<sup>(19)</sup>。一つは、個々の協会を統一したいわば連合会の規約、もう一つは、支部の規約である。

連合会規約の序言は、連合会設立の目的を次のように述べている。

「働く仲間たちよ、貧しく苦しい兄弟たちを救済するために、現在一般に種々の職業で設立されている様々の組織が存在している。しかし数限らない、また予期できない危険や災害にさらされているグレート・ブリテンの坑夫ほど、この組織がさし迫って必要なものはほかにない。爆発が起きて村全体が驚愕の中におとし入れられ、我々の仲間がなんの予告もなしに一瞬のうちにあの世に行ってしまう、妻たちが未亡人となり、子供たちが父なし子になり、やさしかった絆がたち切られてしまう光景を思い浮べてみよ。……

この基金は、爆発のような緊急時には、破産した会員を欠乏と貧困におとし入れてしまうような他の炭坑地帯で営まれているものと違っている。この協会は、個人がみんなを助け、みんなが各人を助けるという慈善の広い原理に基づいて組織されている。かくして個々の支部が困難に陥っても、負担が耐え難くなっても、その困難や負担が分散されることによって、みんながそれを負担するために寄附することによって、支部の困難や負担は軽減されるだろう。

我々は、この連合の原理を広める必要を感じる。そうすることによって我々は、神への愛と人間への愛という天からさずかった定めに基づいた道徳と美德を広め、維持することができる<sup>(20)</sup>」。

すなわち、この規約前文は、これまでの孤立的な共済組合から、大きな災難に対処するために負担を分散しうる支部の連合をはかる大組織の共済組合を主張している。

この共済組合の活動実態は、全くわからないが、規約を検討してみると、この組合は、経営主導によって設立したのではなく、ストライキ後の炭坑夫労働組合か、自立的又は中立的な友愛協会、あるいはその指導的メンバーによって設立されたように思われる。その根拠は、前文にもまた規約全体においても、炭坑経営者に対する配慮や言及が一切ないことである。

末尾に示した規約をみれば明らかなように、この協会は、さしあたり二つの組織からなっていた。一つは支部である。もう一つは支部を統合する地区 (district) 組織である。これは各支部の代表によって構成され、会長、副会長などの役員が選出され、年4回の会議が開催され、その活動は、各支部の活動 (主に支部の扶助支払い) の点検であった。恐らく地区組織は将来全国組織 (地区組織の連合) を構成する予定だったのであろう。さしあたり地区組織が本部機能を果たしていた。

支部の活動は、一般に他の友愛協会と同様に、主に共済活動であった。会員の入会資格は、15歳から35歳までの健全な坑夫とし、17歳未満を準会員として会費、扶助すべて半額であった。会員は、規約によれば、正会員が週3ペンス、月1シリング (支部規約によれば、6ヶ週間で1シリング2ペンス、うち3ペンスは集会の時の飲代) であった。

扶助額は、病気が災難で働けなくなった場合は、所定の手続きに従って26週間の間は週6シリング、その後は週2シリング6ペンスであった。また死亡に際しての葬儀扶助は、会員の死亡の場合は5ポンド、会員の妻の死亡の場合は4ポンドであった。

その他支部が支部レベルで会員の扶助の負担に耐えられない場合、地区組織にその旨を報告して、負債を受ける仕組みになっている。

協会の運営は実に細かに規定され、厳しい規律と罰則が定められている。これは、経営主導の協会と較べるときわだっているが、自主的な組織運営の難しさを示していると同時に、当時の炭坑夫の組織性の高さを示しているものとして注目される。

残念ながらこの協会は、その後どのように発展したか明らかではないが、



歴史書の中では全く無視されているところからみると、大きな発展はなかったものと思われる。炭坑夫の自主的な共済組合が歴史上に注目されるようになるのは、1862年にノーザンバーランド・ダラム坑夫恒久救済基金の設立<sup>(21)</sup>によってである。

以上、共済組合型の友愛協会の動向をみてきたが、イングランド北部においては、経営主導の協会が一つ大きな流れとしてあって、これにブラザーリングや労働組合の影響を受けた自主的な炭坑夫の協会がからんでいたことがわかる。

※

※

### グレート・ブリテン坑夫の統一共済協会の連合会規約

(1844年9月28日設立)

前文(略)

第1条 この協会は、統一坑夫保護共済協会・The United Miners' Protection and Mutual Benefit Society と呼ばれる。この協会は、会員の数に制限をつけず、炭坑に関係していて会員となる資格のあるすべての人々、それ故グレート・ブリテンのどこかに属しているすべての人々から構成される。

第2条 連合会・the order のよりよき統制と各支部の書類の検査のために、年4回の会議が、1月、4月、7月、10月の各第1月曜日に開かれるべきである。その時に各炭坑から代表1人が出席する。代表は、自分の支部の書類を自分で保持していなければならない。また書類は、代表者会議で指名された一団の人々によって真剣に検討されなければならない。

第3条 各支部は、更に連合会の目的を実現するために、一般規約に従っているという条件つきで、支部規約をつくる権限をもっている。

第4条 地区(district)会議は、各地区の会議の日の午前9時きっかりに開かれるべきである。そしてその時に、1人の会長、1人の副会長、1人の受付が集会で選ばれるべきである。代表者たちが集ったら、副会長はすみやかに代表者の信認状の提出を求めて廻らなければならない。

第5条 連合会の一部が崩壊することを防ぐために、もしある支部において収入で賄う以上の会員の病気や死亡が生じた場合は、支部の書記はそのことを地区集会で報告し、必要な額を全体から徴収し、自分の支部にその旨報告しなければならない。領収証によって分かっている借入額は、次の地区会議に返還されるべきである。

第6条 すべての支部は、地区会議で公平に代表を送るべきである。代表者は、十分な理由を示すことなくまた議長の許可をうることなしに議場を離れるべきではない。

第7条 地区会議は、××氏の家で開催される。

(以下の各条は、支部規約において規定している条項とほぼ同様なので省略する)。

#### 炭坑夫共済協会の支部規約 (1844年10月19日制定)

第1条 この協会は、坑夫共済協会 (Miners' Mutual Benefit Society) という名称で呼ばれ、入会時に健康であり、自分と家族のために適度な生計を稼ぎ、また稼ごうとする意志のある人々を数の制限なしに会員とする。17歳未満と35歳以上の者は、正会員とは認められない。半会員は15歳未満では認められない。この協会の会員となるためには、入会金2シリング6ペンスと規約代2ペンスを支払わなければならない。そして3ヶ月会員となっていなければ、いかなる扶助も得る資格がない。半会員は、正会員の半分を支払い、また支払いを受けるものとする。この協会に属している者は、この種の他の協会の会員となることは認められない。違反者は除名される。

第2条 協会は、協会の集会で多数が正当とみなした時には、箱をなんらかの場所に移す権限をもつべきである。

第3条 すべての会員は、6週間ごとに土曜日の夜6時に協会の部屋に集まらなければならない。そしてすべての会員は、出席のいかんを問わず、1シリング9ペンスを基金に支払い、更に3ペンスを消費しなければなら

ない。もし会員がこの支払いを1度怠ると2ペンスの罰金である。もし2回支払いを怠れば第1週目の扶助がえられなくなる。もし3回の支払いを怠るならば協会から除名される。しかしその会員は、会員の多数により未納金が避けられないものであったと認められるならば、その未納金を支払って会員として留まることが許される。しかし上記のことを充すことが出来なければ、その会員は、新会員となる以外に会員としては認められない。

第4条 会長1人、世話役 (Steward) 2人、その助手2人が、最初の集会日 (6月に開催される年次集会) で選出されなければならない。選ばれた者は、定例又は臨時のすべての集会に出席しなければならない。もし自分の仕事の出来る代理を指名して出席させないで、欠席した場合は、1シリングの罰金を基金に支払わなければならない。世話役は、各総会において基金の収支の正確な会計報告をしなければならない。

第5条 書記1人が、会員の中から選出されなければならない。書記は、定例、臨時のすべての集会に出席し、あらゆる納入金、罰金と支出の会計を正しく維持し、必要な場合には集会の議事録をとり、要求に応じて前の会議の議事録を提出しなければならない。もしそれを怠ると、その都度1シリングの罰金を支払わなければならない。書記の仕事に対しては、1年に1ポンドが支給される。書記は、協会が認めている間はその任に止どまることができる。欠員が生じた場合は、その後継者が会員の多数によって選ばれなければならない。

第6条 箱は、三つの異なった錠前とカギによって維持されなければならない。2人の世話役が一つずつカギを保有し、協会の集会が開催される家の家主か家主夫人が一つのカギを保有する。箱には、協会に属するすべての金が保管されるべきである。箱の中味は、正しく安全に保たれなければならない。そして箱は、家主か家主夫人の立会いがない限り、決して開けられてはならない。

第7条 扶助をえる資格のある会員は、もし病気か自分の不注意によるものではない事故によって、仕事が出来ないか雇用を続けることが出来な

い場合は、協会の世話役に申告して、週6 シリング(半会員は3 シリング)を、疾病の第1週の終りからその後26週間受けとることができる。その疾病が永く続く場合は、疾病が回復するまで週2 シリング6 ペンスを受けとることができる。そして会員が、断続的にか連続的にかを問わず26週の扶助を得た後に、完全な扶助を再び得ることができるようになるのは、その間に生じた事故を除いて、26週間連続して働いてからでなければならない。

第8条 会員が死亡した場合には、もし彼が定められた期間会員であれば葬儀費用として5 ポンドが基金から支払われる。半会員であれば、葬儀費用として2 ポンド10 シリングが支払われる。もし会員の妻が死亡した場合には、(彼が定められた期間会員であれば)、その会員は、葬儀費用として4 ポンドを受け取ることができる。他の会員は、このような場合には、すべて基金に6 ペンスの追加金を支払わなければならない。会員は、妻の葬儀手当を3回ももらうことはできない。会員は、2人目の妻と1年間結婚していなければ、2度目の妻の死亡に際して基金から扶助を受け取ることができない。会員の男の子が死亡した場合、その子が正妻の嫡子であり3ヶ月未満であれば、その会員は1 ポンドを受け取ることができる。もし3ヶ月以上で14歳未満の男の子の場合には、2 ポンドを受け取ることができる。そして3ヶ月未満の女の子の場合には1 ポンド、3ヶ月以上の未婚の女の子の場合には2 ポンドを受け取ることができる。もし会員の未亡人が協会に対して正しく振舞い再婚せずについて死亡した場合には、彼女の遺言執行人は、葬儀費用として3 ポンドを受け取ることが認められる。6月の年次集会の終りまでに基金に負債のある会員は、いかなる弔慰金も受け取ることができない。

第9条 この協会の平和と平穩を保つために、以下に言及するいくつかの罰金が、下記の事例の対象となった会員に課せられる。選挙されたり要請されたりした役務につくことを拒否する会員は、1 シリングの罰金が課せられる。他の人が話しているのをさえぎったり、秩序に従って座らずに、会長に命ぜられた時に静かにしない会員は、違反金として3 ペンスを支払

わなければならない。酒に酔って集会場に入って来たり、毒づいたり、卑俗な言葉を使ったり、口ぎたなく他人を非難する会員は、それぞれの違反に対して6ペンスの罰金が課せられる。不適切に受けとっていることを証明出来ないのに、基金から扶助を受けていることをもって他人を非難する会員、あるいは他人の会員の会費を受けとってから、最初の集会までにそれを基金に納入しない会員、集会場で他の会員を殴ったり、(それが証明できないのに、また協会がそうすべきでないというのに)、スキャンダルや刑事犯罪などをもって他人を中傷する会員は、それぞれの違反に対して5シリングの罰金を支払わなければならない。あらゆる罰金は、違反がなされて明らみになってから、すみやかに会長によって請求されるべきである。そしてその罰金がかもしも支払われないで、次の定例集会までに負債となっていれば、その会員はそれが支払われるまで、あらゆる扶助の機会を奪われる。

第10条 本条に規定された違反を犯した者は、悪意でやったのでないことを多数の会員に証明できない限り、協会から永久に除名されるべきである。すなわち、協会の資金を私用していることが判明した者、虚偽の会計簿をつくって協会に損害を与えた者、協会の規約を遵守しない御し難い無頼漢、協会に属する現金、書類、箱を暴力によって略奪し、または略奪しようとした者などである。

第11条 病気で雇用を続けることができない会員は、自分の雇主の管理者か、自分を診断した医師の署名のある証明書を手話役に提出しなければならない。そして働くことができることが分かったら、すみやかに手話役に申し出て1～2日試みに働いてみるべきである。もし働き続けることが出来なければ、病気手当が支給され続けるべきである。そして会員は、ずっと仕事を続けることができるとわかれば、自分の雇主か、自分を診察した医師の署名のある、また自分が働くことの出来ないでいる間受け取った金額を書いた証明書を会長か手話役に提出しなければならない。もしそれを怠ればそれぞれの怠慢に6ペンスの罰金が課せられる。

第12条 もし病気の会員が、基金から扶助を受け取っている時期に、医師の命令による場合を除き、朝の6時以前か午後10時以後に自分の家の外にいることが発見されれば、その会員は、その週の手当を罰金として支払わなければならない。そしてもしビール・ハウスや遊技場で発見されたり、酔っぱらっていることが発見されれば、その会員は、2シリング6ペンスとその週の病気手当を罰金として支払わなければならない。病気の会員の上記の行為について知っていて、協会にそのことを隠している会員は、1シリング6ペンスの罰金が課せられる。

第13条 もし協会内で予期せぬ論争が起きた場合には、その論争は、2～3人の会員の署名入りの書面の公示によって召集された総会に提出されるべきであり、またその総会に先立つ2回の集会で読みあげられなければならない。そしてその論争は、最終的には出席者の多数の会員によって決着されるべきではある。会員がもし、この協会の会員として規約が認められないような状態に陥った場合は、その会員は状況が明らかになり次第除名されるべきである。

第14条 この協会の基金は、いかなる時といえども分配されてはならない。多数がそれに同意しない限り、誰れも協会を解散することはできない。その目的のために召集された総会で会員の多数の同意をうることなしに、いかなる金もこの基金の中から支出されるべきではない。

第15条 この協会の多数は、協会のよりよき管理と運営のために、適正と考えられる内規をつくる権限をもつべきである。その内規は、この現行規約に規定されたと同じような効力をもつべきである。全体が満足するために、また誰れも無知を口実にしないように、この規約は印刷され、各会員はその写しをもっていなければならない。

### 3. の(2)の注

(1) T. S. Ashton, J. Sykes, *The Coal Industry of the Eighteenth Century*, p. 133.

(2) *Ibid*, p. 133.

- (3) F. M. Eden, *The State of the Poor*, Vol. 2, pp. 550-1.
- (4) *Ibid*, p. 555.
- (5) M. W. Flinn, *The History of the British Coal Industry*, Vol. 2, p. 427.
- (6) *Ibid*, p. 429. P. Gosden, *The Friendly Societies*, p. 84.
- (7) T. S. Ashton, J. Sykes, *op. cit.*, p. 133.
- なお私はアシュトンがみたと記している1812年のこの坑夫共済組合の規約をニューカッスルの *The North of England Institute of Mining Engineers* の図書館で探したが、残念ながらついに見つけることができなかった。
- (8) P. Gosden, *op. cit.*, p. 71.
- (9) 1812年6月3日付の Potter の J. バドルへの手紙は、バドルから炭坑夫共済組合設立のための討論会への招待状についての感謝の意とその基金についての自分の意見を述べている。また1812.6.19の T. Litchfield のバドルへの手紙は、ある製鉄会社の労働者のための共済組合の規約を紹介している。Northumberland County Records Office (NCRO と訳す) 所蔵の *Joint Coal Owners' Association* の *Munute book 1805-15*, p. 215, pp. 228-32.
- (10) この点を傍証するものとして、バドルへのポッターの手紙には、バドルの共済組合設立の提案を支持して、「それは、確かに炭坑夫のようなエキセントリックな人間を教化する (civilize) 傾向をもつだろう」と記されている。
- (11) *Munute book 1805-15*, p. 217.
- (12) 私は、*The North of England Institute of Mining Engineers* の図書館および NCRO の図書館でそれを探したのであるが、残念ながらついにそれを発見することができなかった。
- (13) M. W. Flinn, *op. cit.*, p. 429. フリンは、この内容を当組合の1818年の規約から紹介しているが、私はこの規約もみることができなかった。
- (14) P. Gosden, *op. cit.*, p. 71.
- (15) *Ibid*, p. 86.
- (16) *Ibid*, p. 85.
- (17) *Ibid*, p. 85.
- (18) *Ibid*, p. 71.
- (19) この規約は、主要部分を本項末尾に紹介しておくが、*The North of England Institute of Mining Engineers* の図書館蔵のものである。
- (20) 同上。
- (21) R. Fynes, *The Miners of Northumberland and Durhm*, 1873, pp. 195-218.

#### 4. 北東部におけるブラザーリングの労働組合への転化

イングランド北東部の炭坑夫たちは、スコットランドの炭坑夫が1816年に炭坑夫の労働組合を設立したのに続いて、1825年に労働組合を設立した。この組合もスコットランドの組合と同様に短命に終わったが、ここでもブラザーリングが労働組合結成の基礎となっており、労働組合に成長転化したのである。

1824年に団結禁止法が廃止された。それによって炭坑夫の自立的組織が合法化される可能性が与えられることになった。事実、1825年1月にノーザンバーランド・ダラムの炭坑夫たちは、労働組合を設立した<sup>(1)</sup>。

炭坑夫の労働組合の設立事情について、J.バドルは、1825年4月に団結法に関する委員会での証言で次のように述べている。「組合制度・the system of the Union は、約3ヶ月前に正式に組織されたようである<sup>(2)</sup>」と。更にバドルは、「過去6ヶ月の間、私は、一般的な不満が存在し、Union・組合と呼ばれるものを組織しようとする願望があった、と言ってきた<sup>(3)</sup>」と述べ、1824年の10月頃から労働組合結成の準備が始まったことを示している。

バドルは、この組合の「目的は、彼らの賃金の引き上げである<sup>(4)</sup>」と指摘し、この組合が労働組合であることを示した。そしてこの組合は、1810年のブラザーリングや1816年のスコットランドの労働組合のように各炭坑を支部とし各炭坑から集まった代表によって委員会を構成していた。

バドルは、「秘密の集会が異なった炭坑から代表者と呼ばれる人々によって開かれた」、「初めの集会は、ダラムの Chester-le-street で開かれたが、現在は主に隣の North Shields で開かれ……1度に60人位が集まっていた<sup>(5)</sup>」と述べている。因に集会がダラムとシールズで開かれているところをみると、代表が広域から集まり労働組合が北東部全域を網羅していたことがわかる。集会は、パブリック・ハウスで開かれたため、バドルは、店主を買収して情報を得ていたのである<sup>(6)</sup>。



さてこの炭坑夫の労働組合は、設立されると活発な活動を展開した。1825年に、この組合は、ノーザンバーランド・ドラム炭坑夫統一組合・Colliers of United Association of Northumberland and Durham と自称し、「炭坑からの声」・A Voice from the Coal Mines, or a plain statement of the various grievances of the Pitmen of the Tyne and Wear というパンフレットを発行した<sup>(7)</sup>。これは、ブラザーリングによる伝統的な嘆願書の延長線にある労働組合による公開要求書であったが、組合はこれを経営者に提出して要求の実現を迫った。

この要求の要点は、低賃金の引き上げ、罰金制度の改善、年季契約の改善、坑内通気の改善、ということであった<sup>(8)</sup>。ここでも労働組合は、「契約問題でアドヴァイスを受けるために弁護士を雇った<sup>(9)</sup>」。

この組合がどのように待遇改善闘争を展開したかは、具体的によく分からない。しかし、断片的資料によると、いくつかの炭坑でストライキが行なわれたようである。バドルは、1825年4月18日の段階で、「大工と鍛冶にかんするかぎり、われわれは、賃金の引き上げを行なわなければならなかった<sup>(10)</sup>」と述べ、炭坑夫の賃上げを拒否し、炭坑夫と少数の職工とを分断したように思われる。

他方炭坑夫の方は、ニューカッスルの Jarrow 炭坑で、12月頃にストライキを行なった。M. フリンによれば、「バドルは、1825年の Jarrow 炭坑のストライキ中に、35人の労働組合員を懲治監に送った」ということであり、「その後炭坑夫の妻たちは、ストライキ破りが仕事に復帰するのを妨害しようとして、彼女らのうち2人が殴打と仕事へゆくことを妨害した罪で、男たちに続いて監獄に入れられ」たが、「そのストライキは、投獄された坑夫たちが釈放されるという条件で、クリスマスイブに終わった<sup>(11)</sup>」ということである。

このような Jarrow 炭坑のストライキに対し、炭坑主組合の「タイン委員会は、1825年に Jarrow 炭坑の炭坑夫のストライキを心配して、『Jarrow 炭坑の経営者は、労働者のかかる違法行為から守られるために全石炭業か

ら支援を受けるべきである』と申し合せた<sup>(12)</sup>」。ここでも、経営者の団結の強化と労働組合に対する統一的な強行姿勢が窺われる。

従って全体として1825年の労働組合の待遇改善攻勢は、成功しなかったように思われる。しかしそれ故に、労働組合は、1826年に新たな闘争を展開したようである。組合は、経営者の厚い壁につきあたって、組織固めを行なった。1826年には、炭坑夫組合の人員は、「4,000名以上<sup>(13)</sup>」となったといわれており、熟練炭坑夫の大半を組織したように思われる。そして組合は、「炭坑夫統一組合委員会」の名によって、「炭坑主と監督への率直な訴え・A Candid Appeal to Coal-Oweners and Viewers<sup>(14)</sup>」を発表し、新たな攻勢をかけた。

「炭坑夫組合は、炭坑主組合委員会との話し合いを申し入れたが、……炭坑主側は『拒否した』<sup>(15)</sup>」。今回も経営者側は強行な姿勢を崩さなかったため、坑夫組合側は、これに対し「7週間のストライキを行なった<sup>(16)</sup>」といわれているが、詳細は明らかではない。

それでも Jarrow 炭坑と Hebburn 炭坑とでストライキが行なわれたことが知られている。Jarrow 炭坑のストライキに対しては、炭坑主組合は、前年度の決定に従って「ストライキによる損失に対して Jarrow 炭坑の炭坑主を保償するために1,000ポンドを集めた<sup>(17)</sup>」。

また Hebburn 炭坑の炭坑夫は、「1826年の契約条件に対する経営者の提案を拒否し、経営者が自分たちの炭坑に他の労働者を連れてくるのを妨害するために、『毎日に団の坑夫をくり出して炭坑に通じるすべての道を見張り、他の炭坑や近所から来るすべての部外者や男たちを足止めし、脅迫した<sup>(18)</sup>』』ということである。そしてこのストライキに対して J. バドルは、炭坑業務日誌の中で「組合の指導者に2日のうちに炭坑長屋から彼らを追い立てる通知を送った」と書き、F. フリンによれば「通知を出して4日後、バドルは、3人の指導者をニューカッスルから来た6人の警官の手助けをえた教区警官によって追い立て」、その「3日後ストライキは崩れ、坑夫たちは雇用者の契約条件を受け入れた<sup>(19)</sup>」ということである。

以上のように、1825年に設立された北東部の炭坑夫労働組合は、翌年の末まで年季契約の改善のために闘争したが、経営者の壁は厚く成功をおさめることができなかった。むしろ経営者は、組合指導者を逮捕したり追放したりして労働組合活動を弾圧し、解体してしまった。

経営者は、ストライキの行なわれた同業者を支援し、ストライキにはスト破りを導入して対抗したようである。スト破りは、近隣の炭坑や部外者から集められただけでなく、他の炭坑地帯から集められたに違いない。炭坑経営主の Leifchild は、1831—2年の北東部のストライキに際して、「経営者たちは、ウェールズ、スタッフォードシャー、ヨークシャーから地元の炭坑夫にとって代えるために、……あぶれ者 (adventurers) を移入した<sup>(20)</sup>」と述べており、こうした事態は、すでに1825年から生じていたように思われる。

さて、このような短命に終わった炭坑夫の労働組合は、どのような性格をもったものであったろうか。この点にふれる前に、われわれは、この労働組合が、ブラザーリングを基礎として形成されたものであることを確認しておきたい。

1816年に設立されたスコットランドの炭坑夫の労働組合の分析で示したように、北東部において1825年に設立された炭坑夫の労働組合も、ブラザーリングを基礎に設立され、ブラザーリングが労働組合に成長転化したものにほかならなかった。

この点を証明するものに、J. バドルの証言がある。バドルは、1825年に設立された組合が「1810年に知っていたブラザーリングと呼ばれるものと同じ種類の制度であり、「誓約によって団結していた<sup>(21)</sup>」と指摘している。ここでバドルは、1825年に設立された炭坑夫の労働組合が、ブラザーリングの一種であったとみなしているのである。この指摘は、スコットランドと同様に、北東部においても、労働組合が何か全く新しい炭坑夫の集団として形成されたのではなく、永い歴史をもち幾多の闘争を経験してきたクラフト・ギルド的なブラザーリングを基礎に、より具体的には各炭

坑に存在していたブラザーリングを統合して、それは各炭坑から代表者を選出して委員会を構成し、各炭坑のブラザーリングを支部とし、委員会を指導部として形成された、ということの意味する。

バドルがブラザーリングの一種とみなしたこの組合は、しかし1825年にはじめて労働組合にまで成長した。つまりブラザーリングが労働組合に成長した、というのが私の意見である。ではわれわれは、何の根拠をもって1825年のブラザーリングが労働組合とみなしうるのであろうか。

残念ながら私は、この組合の規約全文をみていないが、これまでの研究で明らかにされているところによると、この組合は、組合の「目的」を「炭坑夫たち自身とその家族が、死亡、病気、その他の事故や災難に陥った時に備えること、そして労働のより適切な報酬と労働時間を規制するために、断固とした方法で統一すること<sup>(22)</sup>」と規定している。ここでは、組織の目的が、共済組合型の友愛協会と異なって、相互扶助だけでなく、賃金と労働時間の改善を炭坑夫の団結によって、それは実際は、ブラザーリングの統合・代表者会議の設立によって果たそうと規定されている。

私は、この組合の成文規約における自己規定は、この組織がはっきりと自からを労働組合と規定したものと理解したい。確かに1810年にブラザーリングは、すでに代議員組織をもっていた。しかしその際は、ブラザーリングは、はっきりと賃金の改善を明確に目的として闘争を行なったのではなく、古い年季契約の内容の改善にとどまっていた。闘争方法も多分に分散的であった。1825年の組合は、代議員委員会を組織し、弁護士を雇い、成文組合規約を作成し、変えず非公然組織活動を維持していたが、伝統的な嘆願書を公開要求書として公然と挙げ、ストライキ闘争を指導した。ここでは組合はきわめて組織的となり、従来のブラザーリングの分散性を克服している。私は、ブラザーリングが、永い間賃金を抑制されていたなかで、1824年の団結禁止法の廃止を契機に、賃金引き上げを中心にはっきりと労働組合に成長したものとする。

ブラザーリングが成長転化したこの労働組合は、ブラザーリング的な性

格を色濃く保持していたことは言うまでもない。それは、炭坑夫間の競争を制限しようという考え方である。この「組合規約のある条は、『誰れも炭坑の地下で雇われている間、1日4シリング6ペンス以上稼ぐべきではない』、誰れも『24時間のうち8時間以上坑内にいて採炭夫』として働くことは許されないと規定した<sup>(23)</sup>」といわれている。ここでは賃金と労働時間の上限を規定することによって労働の供給を制限し、労働者間の競争を制限して、炭坑夫の立場を有利にしようとしている。こうしたやり方は、ギャロウェイもいっているように、「古い時代の鉛鋳夫によって行なわれていた」「政策<sup>(24)</sup>」であり、クラフト・ギルド的であり、それ故ブラザーリング的である。

当時の炭坑経営者も、その点を次のように表現している。「彼らの(1825年の組合—引用者)戦術は、切迫した問題にぶつかっていくよりは、むしろ供給をとめたり、敵を悩ませたりすることであった<sup>(25)</sup>」と。

なお、バドルによれば、「1825年のストライキの時に、坑夫は、自分たちの組合から週15シリングを受けとることを期待していた<sup>(26)</sup>」と指摘しており、この労働組合は、ストライキ中の組合員に休業中の手当を支払っていたことを示している。これは、この組合が、相互扶助機能を目的としていたことを示唆しており、共済組合型友愛協会を内包していたか、あるいは、それとタイアップしていたのではないかということをも示唆している。

1825年設立のこの炭坑夫組合は、26年末に消滅した。しかしこの場合も、スコットランドの場合と同様に、組合の事実上下部組織となったブラザーリングは、非公然のうちに存続したように思われる。そしてこのブラザーリングは、度々炭坑別の代表者委員会を組織することによって、再度労働組合として世上に現われた。すなわち、1826年に消滅した炭坑夫の労働組合は、1831年に再び出現し、翌年まで存在し、強力なストライキ闘争を展開した。この組合は、「ヘップバーン・ユニオン・Hepburn's Union<sup>(27)</sup>」と呼ばれ、ヘップバーンというすぐれた坑夫を指導者として持っていた。

この組合は、1830年頃の全国的な政治情勢、労働運動の動きを反映して急速に労働組合としても成長し、大衆的な運動を展開することによって、熟練炭坑夫に限られたクラフト・ユニオンの性格を払拭していくことになる。

こうした初期炭坑夫組合の本格的な成長過程についての考察は、別途に行なわなければならないだろう。

#### 4. の注

- (1) 1825年に設立された北東部の炭坑夫組合については、スコットランドの組合についての A. キャンベルのような詳細にして秀れた研究は、残念ながら存在しない。従って資料もまだ未発掘のまま、当然存在するはずの資料が、これまでの研究では断片的にしか紹介されていない。本項の論述も、そうした断片的資料に基づかざるを得なかった。
- (2) Report from the Select Committee on Combination Laws, pp. 1~2.
- (3) Ibid, p. 2.
- (4) Ibid, p. 2.
- (5) Ibid, p. 2.
- (6) Ibid. p. 2.
- (7) R. L. Galloway, Annals of Coal Mining and the Coal Trade, 1898, pp. 464-5. しかしここではパンフレットの内容の一部が引用されているにすぎず、私はその全文を随分探したが、ついにみつけることができなかった。
- (8) Ibid, p. 464.
- (9) M. W. Flinn, The History of British Coal Industry, p. 398.
- (10) Report...on Combination Laws, p. 1.
- (11) M. W. Flinn, op. cit., p. 408.
- (12) Ibid, p. 406.
- (13) R. L. Galloway, op. cit., p. 467.  
 因に、1819年頃の北東部の炭坑労働者は、全体で1万4650人、地下労働者＝炭坑夫は1万人といわれているが (Mr and Mrs Hammond, The Skilled Labourer, p. 26.). 地下労働者の5割が熟練炭坑夫とすれば、8割近くの組織率である。
- (14) R. L. Galloway, op. cit., p. 464.
- (15) J. L. and B. Hammond, op. cit., p. 29.
- (16) R. L. Galoway, op. cit., p. 465.
- (17) M. W. Flinn, op. cit., p. 406.
- (18) Ibid, pp. 404-5.

- (19) Ibid, p. 406.
- (20) Children's Employment Commission, Appendix to First Report of Commissioners mines Part 1, 1842, p. 517.
- (21) Report...on Combination Laws, p. 2.
- (22) R. L. Galloway, op. cit., p. 465.
- (23) Ibid, p. 465.
- (24) Ibid, p. 465.
- (25) Children's Employment Commission, p. 517.
- (26) M. W. Flinn, op. cit., p. 398.
- (27) ヘップバーン組合については、主にハモンドの研究を基にした飯田鼎氏の簡単な研究がある。飯田『イギリス労働運動の生成』, 175—83頁を参照。そのほか R. Fynes, *The Miners of Northumberland and Durham*, 1873, pp. 17-36.